

危機管理マニュアル

自然災害編

緊急対応編

南の丘学園

袋井市立袋井南中学校

袋井市愛野3110番地

電話〈0538〉42-3161

FAX〈0538〉43-5402

Email : f-minami01@eos.ocn.ne.jp

目 次

自然災害編

第1章 体制整備と事前の備えについて	P 1
1 学校の状況	
(1) 校区の概要 (2) 学校の条件 (3) 学校所在地の被害想定	
2 教職員名簿 (別紙1)	
3 職員の参集基準	
4 教育活動の実施基準	
(1) 地震 (2) 台風・暴風・急速に発達する低気圧等 (3) 原子力災害	
5 職員の配備体制	
6 情報の収集方法	
7 緊急時の連絡体制	
(1) 職員の連絡網 (別紙2) (2) 関係機関連絡先	
(3) 保護者等への非常時の通信手段の確保	
8 備品・備蓄	
9 防災訓練・防災教育計画	
(1) 地震に関する実践的教育 (2) 防災訓練 (3) 施設・設備の整備	
10 施設の安全点検	
(1) 避難経路・避難場所 (2) 非構造物部分 (3) 点検	
11 避難所対応	
(1) 袋井市からの避難情報	
(2) 避難所運営	
12 情報収集	
(1) 情報の流れ (2) 家庭から学校への情報連絡	
第2章 地震・津波対策	P 16
1 地震対策の基礎知識	
2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合	
3 地震が発生時の対応(震度5弱以上)	
4 地震発生時における引き渡し(下校)及び待機(核災害も同様)(震度5弱以上)	
5 津波	
(1) 津波警報・注意情報発表時にとるべき行動 (2) 津波避難における留意事項	
第3章 風水害対策	P 21
1 平常時における風水害対策	
2 教育活動の実施基準	

3 気象警報等(避難情報を含む)が発表された場合

4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

第4章 原子力災害対策 P 2 3

1 学校の対応

2 屋内退避時の対応

第5章 光化学オキシダントへの対応 P 2 4

1 光化学オキシダント予報の発令基準

2 注意報(予報)等の発令及び解除の連絡方法

3 光化学オキシダント注意報(予報)等が発令された場合の注意事項

4 光化学オキシダントの被害を受けたときの処置

5 微小粒子状物質(PM2.5)への対応

第6章 火山噴火対策

(該当なし)

第7章 国民保護対策(Jアラート) P 2 5

1 事前

2 Jアラートによる緊急情報(ミサイル発射)の発信時

3 Jアラートによる緊急情報(ミサイル通過=影響がない場合)の発信時

4 Jアラートによる緊急情報(ミサイル落下=影響がある場合)の発信時

第8章 学校再開への対応 P 2 6

・学校再開に向けた流れ ・心のケア

緊急対応編

第1章 緊急連絡体制 P 2 7

1 救急車要請

2 心肺蘇生法

3 救助用ヘリコプター(ドクターヘリ)の離発着について

第2章 火災対応 P 3 0

1 基本的な手順

2 火災受信盤の操作(警報器が鳴ったら)

3 消火栓の使い方

4 生徒避難誘導

第3章 交通事故対応 P 3 1

第4章 部活動中の事故発生時の対応 P 3 2

第5章 食物アレルギー対応 P 3 3

1 食物アレルギーの基礎知識

2 袋井市のアナフィラキシー対応の基本

第6章 熱中症対応	P 3 5
1 熱中症の症状	
2 熱中症の疑いのあるときの対応	
第7章 不審者対応	P 3 9
1 生徒に対する指導	
2 緊急の対応	
(1)登下校時・校外学習時など (2)在校時における対応	
第8章 感染症対応	P 4 2
1 新型コロナウイルス対策（袋井市学校教育活動ガイドライン）	
2 感染症の基礎知識	
3 他の感染症	
4 日頃の感染症予防対策	
5 生徒に症状が現れた場合の対応	
第9章 いじめ防止対応	P 4 8
袋井南中学校いじめ防止基本方針	
第10章 児童虐待が疑われる時の対応	P 5 3
1 状況把握	
2 通告	
3 連絡	
第11章 情報セキュリティ対応	P 5 4
袋井南中学校情報セキュリティ～情報の管理について～	
第12章 爆破予告に対する危機管理体制	P 5 8
(別紙1) 教職員名簿	
(別紙2) 職員連絡網	
(別紙3) 避難所開設マニュアル(袋井南中学校)	
(別紙4) 災害時における敷地内配置図	
(別紙5) 避難所・避難地開放施設配置図	
(別紙6) 避難所防災倉庫備品等点検表	

自然災害編

第1章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況

(1) 学区の概要

学校は、袋井市を東西に流れる原野谷川の南側、小笠山等の丘陵地の北西に位置している。原野谷川の流域はほぼ沖積層、豊沢、愛野地区の小笠山系はローム砂礫層となっており、一部に砂質粘土層を含む洪積層となっている。

(2) 学校の条件

学校は袋井市東部の愛野地区に広がる小高い丘を造成して建てられた。そのため地盤は比較的良好、防災上の立地条件は恵まれている。

校舎は、昭和50年鉄筋コンクリート造り4階建てと3階建ての2棟である。耐震工事は平成15年に行った。体育館は昭和53年、武道場は平成5年に完成し、体育館耐震工事は平成28年に行った。いずれも老朽化が進んでいる。

J R袋井駅周辺は、商業地で昔から住んでいる家庭が多い。近年、駅周辺の区画整理や再開発等で飲食店が増加している。学区の南側に開けた高南地区は、宅地整備により地区外から転入され住んでいる家庭が多いが、一時期のピークは過ぎており、生徒数も減っている。一方、J R愛野駅周辺は、宅地の造成が進んでおり、人口が増えつつある。

本校の生徒は、約8割が徒歩、約2割が自転車にて通学している。

(3) 学校所在地の被害想定

【南海トラフ巨大地震等の被害想定】

○震度：7～6 ○津波浸水：なし ○液状化可能性：あり

○土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域：学校西側急傾斜地の崩壊により、テニスコートの一部及び防災倉庫付近が土砂災害警戒区域に含まれる

2 教職員名簿（別紙1）

3 教職員の参集基準

状 況		応急対策要員	他の職員	
地震	南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ地震臨時情報 調査中が発表されたとき	自宅待機	
		南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表されたとき	校長等の指示により参集	
		南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表されたとき		
		南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	自宅待機	
	突発地震	学校が所在する地域で震度4未満の地震が発生したとき	自宅待機	自宅待機
		学校が所在する地域で震度4の地震が発表されたとき	所属校へ参集	
学校が所在する地域で震度6弱以上の地震が発生		所属校等へ参集		
津波	津波注意報が発表されたとき	自宅待機(浅羽南小)	自宅待機	
	津波警報が発表されたとき	校長等の指示により参集 (浅羽南小)		
	大津波警報が発表されたとき			
風水害	避難情報	自宅待機	自宅待機	
火山災害	噴火と噴火警報レベルが5段階	校長の指示による	自宅待機	

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報	指定河川洪水予報 土砂災害警戒情報 警報 危険度分布
警戒レベル4	避難	避難勧告・避難指示(緊急)	
警戒レベル3	高齢者は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	

4 教育活動の実施基準

(1) 地震

① 南海トラフ地震に関連する情報発表に伴う対処

	登校前	登校中	在校時	下校手段
定例に関する情報	開校		活動継続	通常通りの下校
臨時に関する情報 ※1	原則 開校		原則 活動継続	原則 通常通りの下校
臨時に関する情報 ※2	原則 休校		原則 活動中止 下校準備	保護者に引き渡し または留め置き

※1 調査を開始した場合、または調査を継続した場合

※2 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

② 地震発生時の対処

	登校前	登校中	在校時	下校手段
震度4以下を 観測	原則 開校		原則 活動継続	原則 安全を確認した後、通常通りの下校
震度5弱以上を 観測	原則 休校		原則 活動中止	原則 安全が確認されるまで学校待機。 安全を確認した後、下校。状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校。

③ 津波警報等発発表に伴う対処

	登校前	登校中	在校時	下校手段
津波注意報	原則開校		原則活動継続	原則 通常の下校
	状況によっては、子どもの安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合がある			
津波警報 大津波警報 (特別警報)	休校		活動中止 学校待機	警報が解除され、安全が確認されるまで学校待機。安全を確認した後、下校させる。状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校。

④ 土砂災害警戒情報が発令された場合

	登校前	学校	下校
避難情報が発令された地区がある学校	○自宅待機 ○発令地区は 避難行動	学校 待機	学校待機 気象状況を考慮し、以下を原則に対応する。 ※下校時、自宅が警戒区域にある児童生徒とそこを通る児童生徒は保護者引渡し ※それ以外の児童生徒は、安全に留意して下校

避難情報が発令 されていない地 区の学校	登校	通常通 り	通常通り※下校時、安全に留意させる 土砂災害警戒区域が含まれる地区に下校 する児童・生徒は通学路等が危険な場合 は保護者引き渡しとする。
解除された場合	午前10時までに 解除 ○登校	通常通 り	通常通り

※各学校では、土砂災害警戒区域に自宅がある児童生徒、そこを通過して通学する児童生徒を
確認しておく。(別表参照)

※(別表)土砂災害警戒区域が含まれる地区

中学校区	小学校区	避難対象地区(自治会)
周南中学校	三川	萱間 見取 山田 川会 大谷 友永
	山名	大日 中村 馬ヶ谷 中村 宇刈三沢 一色 春岡
	今井	
	北	山科上 北町 上久能 可睡 鷲巢上
袋井中学校	東	久津部西 菅ヶ谷 村松下 村松上 村松西
	西	
南中学校	南	大門 掛之上 下石野 山田川 小野田 上石野
	高南	高尾台 青木町 柳原 神長南 大通 宝野 菩提 法多
浅羽中学校	笠原	五十岡 三沢 上区 南区 三輪
	浅羽南	
	浅羽北	浅名
	浅羽東	諸井(北山)

(2) 台風、暴風、急速に発達する低気圧等

①気象情報（警報・注意報）に伴う対処 ※1

	登校前	登校中	在校時	下校時
注意報	原則 開校 ※1		原則活動継続	原則 通常通りの下校
暴風警報 または 特別警報	午前6時30分（発表中）の時点で 自宅待機 午前10時（発表中）で休校 午前10時（解除）で登校		学校待機 ※警報発令の 前に下校させ ることが望ま しい。	解除 安全を確認した後、下校 状況によっては保護者に引き 渡し、職員の見守りによる下校 下校時刻以降も発令中 原則学校待機 状況に応じて、 保護者に引き渡し。

②避難情報発表に伴う対処 ※2

	登校前	在校時	下校時
避難準備・ 高齢者等避 難開始	休校	活動中止	原則 安全が確認されるまで学校待機 安全を確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守 りによる下校
避難勧告			
避難指示 （緊急）			

③暴風（竜巻）や事故等の影響による停電発生に伴う対処

	登校前	在校時	下校時
学校が停電 となった場 合	休校	活動中止	安全が確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守 りによる下校

暴風雨又は特別警報・避難情報が出される可能性が高い場合には、教育委員会の判断により、事前に、自宅待機（早めに下校）とする場合もある。この場合、教育委員会は、校長連絡網により、速やかに各学校長に連絡するものとする。

なお、教育委員会は市校長会長と協議し、児童生徒の安全を第一に考え、発達段階に応じた措置をとるように努めるものとする。

(3) 原子力災害

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
UPZ 内学校	教育活動中止	教育活動中止	教育活動中止

5 職員の配備体制

(1) 各班の業務

班名	担当者	応急計画時	応急対策時	生徒の係
本部	小嶋 久典 神田 憲興	命令系統、環境確立、全体の被害状況確認 市教委・市本部との連絡、報道対応	命令系統、環境確立 全体の避難状況確認	
情報連絡	○高橋 壮臣 中村 哲朗 大石 尚代 中島 崇 武藤 琢磨 加藤 啓太 高井 忍 山本聡一郎 石黒 礼子	保護者との連絡（各学年） 生徒の状況把握（各学年） 情報の収集と確認（教務） 市教委・市本部との連絡	諸連絡と情報収集と確認、巡視班と無線交信	
避難誘導	○西村 直隆 村上 格 井上 哲 三浦真由子 伊藤 希 上間小百合	生徒の安否確認 学級名簿・地区別名簿の確認 避難地の確認	避難誘導と指揮、 人員点呼と確認	通学班 リーダー
巡視	○大石 尚代 武藤 琢磨 高井 忍 成瀬 一樹 池谷 怜明	校舎内外の保安全管理上の調査点検活動「落下転倒物、火気、避難経路、放送機器」 情報収集	校舎内外の被害調査、けが人の救出・行方不明者の搜索	
消火	○杉山 皓亮 西部 慎平 牧内 拓也 山口 正樹 松本 拓巳 兼子 直也	消火栓・消火器の管理点検	初期消火活動	
救護	○山本安寿華 近藤 杉江 水野 彩紀 松田 稜平 祐川 絢美 岡田 洋子	救急薬品と資機材の整備・点検	救護所の開設・応急手当て	
搬出	○山村 公大 杉山 尚也 鈴木 修司 杉本 大輝	非常持ち出し物と搬出後の管理方法の確認	搬出活動と搬出物の管理	
地区	教頭	地区防災組織や学校本部との連絡方法の確認	地区防災組織と学校との連携	

(2) 校長不在時の対応

可能な限り校長と連絡をとり、判断を仰ぐ（緊急時は権限委譲者の判断）
校長との連絡不通を想定し、権限移譲の優先順位を定める。

6 情報の収集方法（袋井市防災計画 令和2年度より）

防災情報

袋井市 メローネット <https://plus.sugumail.com/usr/fukuroi/home>

雨量情報

袋井市ホームページ <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>

携帯電話アドレス <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/mobile/>

サイポスレーダー <https://www.sipos.pref.shizuoka.jp>

携帯電話アドレス <https://www.sipos.pref.shizuoka2.jp/m/>

気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/keika/>

土砂災害に係る情報

静岡県土砂災害警戒情報 <http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

洪水・土砂災害川の防災情報・国土交通省 <http://www.river.go.jp/portal/#85>

洪水・土砂災害洪水警報の危険度分布気象庁 <https://>

www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

地震情報

地震強震モニタ・防災科学技術研究所 <http://www.kmoni.bosai.go.jp/>

地震・水害・火山静岡県防災ポータル

https://shizuoka.secure.force.com/portal/sns_vf_Portal

波高・潮位情報

サイポスレーダー（土木総合防災情報） <https://www.sipos.shizuoka2.jp>

携帯電話アドレス <https://www.sipos.shizuoka2.jp/m/>

袋井市ホームページ（海岸監視カメラ） <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>

7 緊急時の連絡体制

(1) 職員連絡網 (別紙2)

(2) 関係機関連絡先

ア 教育委員会 関係

組織名・所属名		役職名	連絡先(電話番号) デジタル無線番号
市教育委員会	学校教育課	課長	86-3221 (155)
		課長補佐	86-3222 (155)
	教育企画課	課長	86-3111 (153)

イ 学区内の市災害対策本部 支部連絡先

支部名	支部設置場所	電話番号 デジタル無線呼出番号
豊沢・愛野支部	袋井南中学校	42-3161 (212)
高尾支部	袋井南小学校	42-2185 (202)
駅前支部	袋井図書館	42-5325 (200)
高南支部	高南コミュニティセンター	42-4224 (206)

ウ 学園内の避難所 連絡先

施設名	代表者名	電話番号(デジタル無線番号)
袋井南小学校	校長	42-1285 (202)
高南小学校	校長	43-4593 (205)
袋井南幼稚園	園長	42-5074 (203)
袋井南保育所	所長	42-2547 (204)
高南幼稚園	園長	43-2939 (210)
県立袋井高校	校長	42-0191 (213)
天理教山名大教会		42-4151 (336)
袋井南コミュニティセンター	センター長	43-3386 (201)
豊沢コミュニティセンター	センター長	43-0900 (283)
高南コミュニティセンター	センター長	42-4224 (206)
袋井体育センター	センター長	43-1790 (207)
サンライフ袋井		43-5051 (208)
袋井特別支援学校	校長	43-6611 (209)
小笠山総合運動公園		41-1800 (215)
静岡理工科大学	学長	45-0111 (211)

エ 交番 消防署 分署 支所など

施設名	代表者名	電話番号(デジタル無線番号)
袋井警察署	署長	41-0110 (322)
袋井中央交番		42-3700
袋井消防署	署長	42-0119 (305)

(3) 保護者等への非常時の通信手段の確保 ※1

ホームページ コドモン 災害用伝言ダイヤルにて連絡

8 備品・備蓄

防災器具	設置場所
テレビ・ラジオ・メガホン・拡声器・非常用放送機・ヘルメット 通学区別名簿・学級別名簿・懐中電灯・災害対応マニュアル	職員室
A E D	玄関
救急薬品・担架・毛布・車椅子	保健室
ヘルメット・学級別名簿	各教室
のこぎり・ロープ・はしご・バール・シート	倉庫
消火器	各階廊下

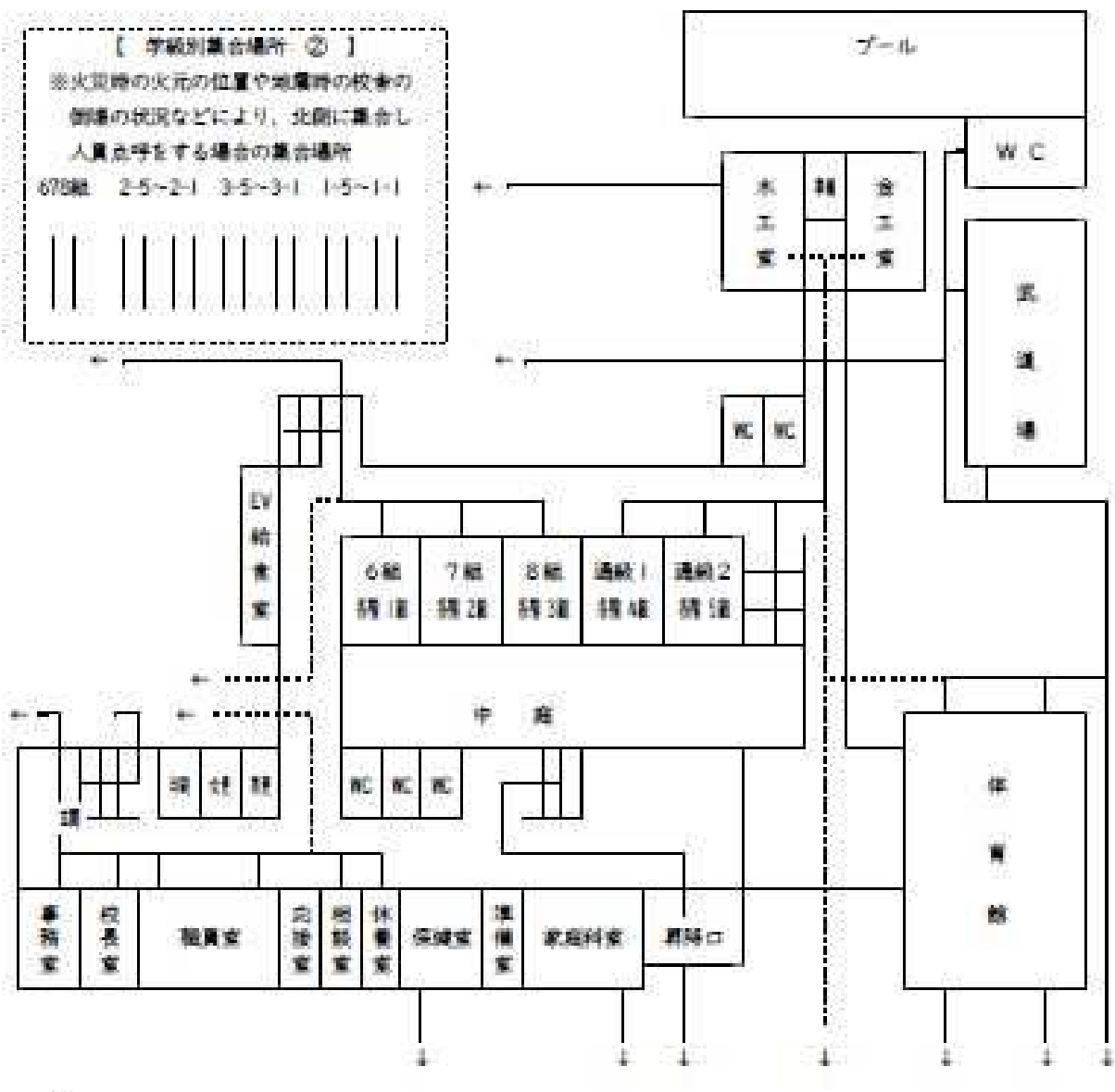
9 避難計画・防災訓練計画・防災教育計画

(1) 避難計画

回	日時	訓練名	訓練内容
1回	4月12日(水)	地震避難 訓練	地震発生に伴う避難訓練 避難経路の確認
2回	5月2日(火)	引き渡し 訓練	南海トラフ地震に関連する情報発表に伴い、南の丘学園合同引き渡し訓練を実施
3回	8月30日(水)	火災避難 訓練	火災発生に伴う避難訓練を実施
	9月3日(日)	総合防災 訓練	県全体の防災訓練に可能な範囲で参加
	12月3日(日)	地域防災 訓練	地域の防災訓練に可能な範囲で参加

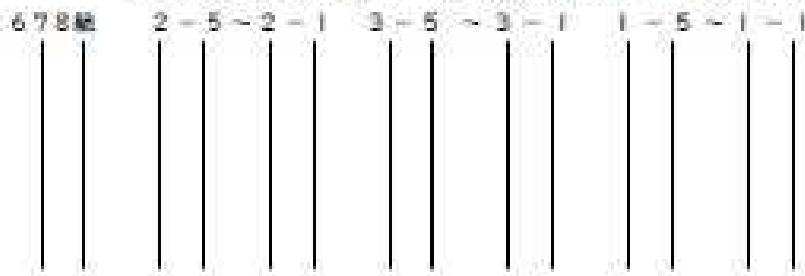
(2) 避難経路図

全体避難経路図



グラウンド

【 学級別集合場所 ① 】 ※学級委員先頭、前礼の隊形で整列。



(6) 洪水時・土砂災害時の活動方針

※(別表)土砂災害警戒区域が含まれる地区

中学校区	小学校区	避難対象地区(自治会)
周南中学校	三川	萱間 見取 山田 川会 大谷 友永
	山名	大日 中村 馬ヶ谷 中村 宇刈 三沢 一色 春岡
	今井	
	北	山科上 北町 上久能 可睡 鷲巢上
袋井中学校	東	久津部西 菅ヶ谷 村松下 村松上 村松西
	西	
袋井南中学校	南	大門 掛之上 下石野 山田川 小野田 上石野
	高南	高尾台 青木町 柳原 神長南 大通 宝野 菩提 法多
浅羽中学校	笠原	五十岡 三沢 上区 南区 三輪
	浅羽南	
	浅羽北	浅名
	浅羽東	諸井(北山)

(7) 地震に関する実践的教育

ア 教職員の研修

- 南海トラフ地震や津波対策に関する研修会等へ参加して知識を高める。
- 校内研修会や訓練により地震対策計画の理解と、防災上の知識の共通理解及び実践的技能の向上を図る。
- 伝達機器操作、消火栓操作、消火器操作、避難袋操作、ガス栓操作等を熟知する。
- 研修内容として、次のようなものを行う。
 - ・ A E Dを含む心肺蘇生などの応急手当に関する訓練
 - ・ 教職員の安全確保と安否確認の方法
 - ・ 生徒等の安全確認と安否確認の方法
 - ・ 生徒等の引渡し等の方法
 - ・ 生徒等の危険予測、回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
 - ・ 特別に配慮を要する生徒への具体的な対応

イ 生徒への指導

- 安全教育の一貫として生命を守り、身体の安全を確保し被害を防ぐこと
 - ・あらゆる場面を想定して指導する。防災ハンドブックを活用する。
 - ・教科等学習（社会科、理科、体育科、家庭科、道徳、学級活動、総合的な学習）
 - ・生徒活動（学級活動、児童会・生徒会活動、各種集会活動）
 - ・学校行事（各種の行事）
- 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対応と避難の仕方（在校時・登下校時・在宅時）を周知する。
- 通学路の危険箇所や地区の避難場所を確認させる。
- 地震発生時の対応と避難の仕方（在校時・登下校時・在宅時）を周知する。

ウ 地域自主防災組織との連携

- 防災教育連絡会議をもち、地域自主防災組織の関係者との連携を強化し、防災体制の充実を図る。
- 学校で行う訓練に協力を要請するとともに、地震防災についての啓発を図る。

エ 引渡しと待機についての保護者との事前確認

- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、生徒を引渡さず、引き取りに来た保護者と共に学校に待機することや避難行動を促す。
- 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の生徒については学校に待機させるなどの事前協議や確認をしておく。
- 対外活動中、登下校中の対応についても、事前の協議・確認をしておく。
- 保護者に対して、「引渡し」「待機」の基準及び、「引渡しの手順」を示し徹底を図る。

(8) 防災訓練

- ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表時、地震発生時を想定した訓練を計画的に実施する。
- イ 防災訓練の実施後、反省や評価を行い、対策上の問題点の把握と改善を行う。

(9) 施設・設備の整備（安全の日に防災上の総点検を実施）

- ア 校舎内外の落下物、転倒物、危険物（電気、ガス、薬品類）等の点検と整備
通学路の点検（ブロック塀、建造物、その他）を生徒・教師・保護者の活動で行う。

イ 日頃からの備え

地震災害への対応	参集基準・教育活動実施基準、各班の人員・役割 緊急連絡先、安否確認方法、引渡し方法 保護者への連絡（内容・方法・タイミング）	教職員の共通理解
備蓄品や資機材の確認	頭部を保護するもの、避難行動に役立つもの 生活に役立つもの、救護に役立つもの	安全点検
施設の安全	避難経路・避難場所 非構造部材 その他定期的な点検箇所	各階や各班で確認

10 施設の安全点検

(1) 避難経路・避難場所

- 分かりやすい案内や表示があるか。
- 避難経路に障害物がないか。
- 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。
- 生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか。
- 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか。
- ハザードマップなどで実地見分を行っているか。
- 学校等の定めた避難経路、避難場所を生徒等や保護者に周知しているか。

(2) 非構造部分

天井	天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
外壁（外装材）	開閉可能な窓の鍵はかかっているか。 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
収納棚等	書庫等は取付金物で壁や床に固定されているか。

(3) 点検

定期点検…毎月初めに実施

日常点検…毎授業日ごとに実施

11 避難所対応

(1) 袋井市からの避難情報

区分	対応
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動に時間を要する者（乳幼児や特別支援学校の児童生徒等）は立ち退き避難する。 ・上記以外の住民等は立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて自発的に立ち退き避難する。特に土砂災害においては、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ避難することが望ましい。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への移動がかえって危険と判断される場合は、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保措置をとる。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難中の人には確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない人は、速やかに避難を開始する。 ・市からの避難情報は一定の範囲で発表されるため、状況によっては屋内での安全確保の方が適切な場合もあることに留意する。

(2) 避難所運営

避難所の設置 ※地域自主防災組織（支部）や自治会との連携により行う。

ア 初期段階の組織

本 部	・避難所運営組織確立 ・施設開放区域、使用優先順位確認
避難誘導担当	・避難可能区域への誘導 ・避難者名簿作成 ・自家用車両進入禁止措置
巡視担当	・開放区域、立ち入り禁止区域の明示 ・トイレ使用禁止措置
救護担当	・負傷者応急処置 ・救出活動
搬出担当	・避難物品の調達・管理

イ 運営組織確立

本 部	・教育活動再開に向けた準備 ・避難所運営組織への助言
避難所支援＝教頭	・避難可能区域への誘導 ・避難者名簿作成 ・車両進入禁止措置
巡視班＝	・巡視当番の編成 ・避難所巡視 ・防火、防犯対策
救護班＝養護教諭	・医療救護活動 ・カウンセリング
衛生班＝市職員	・清掃 ・消毒 ・ごみ処理 ・し尿処理施設設置

ウ 避難所としての対応「避難所開設マニュアル(袋井南中学校)」(別紙3)

エ「災害時における敷地内配置図、避難所・避難地開放施設配置図」(別紙4・5)

オ「避難所防災倉庫備品等点検表」(別紙6)

12 情報収集

(1) 情報の流れ



(2) 学校から家庭への情報連絡

市広報車・PTA・徒歩・自転車・バイク・電話・メール等

災害伝言ダイヤル「171」	
学 校	保護者
① 「171」をダイヤルする。	② 「171」をダイヤルする。
③ 「1」を押す。＜録音＞	① 「2」を押す。＜再生＞
③ 学校の電話番号を押す。	④ 学校の電話番号を押す。
⑤ 学校の情報を録音する。(30秒以内)	② 学校の伝言を聞く。

<伝言の例>

こちらは、袋井南中学校です。子どもたちは、全員無事です。現在、～しています。○時から引き渡しを始めますので、学校まで、お迎えをお願いします。なお、体育館が、避難場所として開放されています。

第2章 地震・津波対策

地震

1 地震対策の基礎知識

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い	死者数：約16,000人 （うち津波：約9,000人）	死者数：約105,000人 （うち津波：約96,000人）
	東海地震・東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7）	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9程度）
相模トラフ沿い	死者数：約3,000人 （うち津波：約2,900人）	死者数：約6,000人 （うち津波：約5,700人）
	大正型関東地震 （マグニチュード8.0～8.2）	元禄型関東地震 （マグニチュード8.2～8.5） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 （マグニチュード8.7程度）
ライフラインの機能支障復旧想定	電力	・発災直後は県内の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続（応急復旧には1週間程度が必要）
	電話	・固定電話は発災害直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま（応急復旧には1～2週間程度が必要） ・携帯電話は基地局の停波や停電の影響で発災1日後は県内全域で非常につながりにくい状態（応急復旧には、1～2週間程度が必要） ・上記以外に発災直後から通話量の急激な輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態
	上水道	・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続（応急復旧には4～6週間程度が必要）
	下水道	・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生（応急復旧には2～5週間程度が必要）
ガス	・都市ガスは発災直後の県内停止率が7～8割程度（応急復旧には4～6週間程度が必要） ・LPガスは発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後早期の復旧が可能	

2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

南海トラフ地震に関連する情報	学校の対応
調査中	<input type="checkbox"/> 原則として平常の活動を継続 <input type="checkbox"/> 引渡しの準備（必要に応じ開始）
巨大地震警戒	<input type="checkbox"/> 原則として休校 <input type="checkbox"/> 授業中の場合、授業を中止し、下校（または引渡し）開始 <input type="checkbox"/> 下校（または引渡し）ができない者については留め置き <input type="checkbox"/> 学校から離れて活動中の場合は学校に戻るよう連絡する <input type="checkbox"/> 事前に定めた帰宅方法に従って、生徒の下校、保護者への引渡しまたは安全な場所への避難誘導を開始する <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の対応を説明する

(1) 登校時(巨大地震警戒が発表された場合)

- ・登校途中で発表された場合は、原則として登校する。ただし、学校や地域の状況に応じて取り決めがある場合には、それによる。
- ・登校した生徒は、運動場に集合し、学級別・地区別の人員確認を受ける。
- ・学校本部長は全地区の人員確認後、地域の状況等を話し、下校の際の注意及び帰宅後の行動について、全生徒に指示する。
- ・下校は、保護者への引渡しを原則とする。引渡しができない生徒は、学校で待機する。
- ・学校本部は下校完了後、市地震災害警戒本部(学校教育班)及び支部へ生徒の下校状況を報告する。
- ・必要により、地区担当教員が地区調査に向かう。
- ・学校本部は、確認した状況を市地震災害警戒本部(学校教育班)及び支部へ報告する。

(2) 在校時(巨大地震警戒が発表された場合)

①授業中

- ・教師や放送での指示と誘導に従って下校の支度を行い、防災頭巾をかぶり、運動場に避難して学級別に整列する。
- ・学級担任は、学級の人員を調査確認し、学校本部に報告する。
- ・防災主任の指示で生徒は地区別に整列し、腰をおろし静かに指示を待つ。
- ・地区担当教員は、地区生徒の人員を調査し、学校本部に報告する。
- ・学校本部長は、全地区の人員確認後、地域の状況等を話し、下校の際の注意及び帰宅後の行動について、全生徒に指示する。
- ・下校は、保護者への引き渡しを原則とする。引き渡しができない生徒は、学校で待機する。
- ・学校本部は下校完了後、市地震災害警戒本部(学校教育班)及び支部へ生徒の下校状況を報告する。
- ・必要により、地区担当教員が地区の調査を行う。
- ・学校本部は、確認した状況を市地震災害警戒本部(学校教育班)及び支部へ報告する。

②休憩時間中・清掃中・放課後(屋内・外)

- ・基本的に「授業中」に準ずる。
- ・教職員の指示がなくても、自らの判断で迅速に行動する。

③校外活動中(使用する施設等の「避難行動マニュアル」に従う)

- ・基本的には「授業中」に準ずる。
事前に使用施設の「避難行動マニュアル」(避難経路・避難場所等)の確認をしておく。

(3) 下校時(巨大地震警戒が発表された場合)

- ・下校途中で発表された場合は、速やかに安全なルートを通り、地区避難所等の決められた場所へ避難する。
- ・学校に残留していた生徒は運動場等に集合し、下校態勢を整えて学級別・地区別の人員確認を受ける。保護者への引渡しを原則とし、引渡しができない生徒は、学校で待機する。
- ・学校本部は下校完了後、市地震災害警戒本部(学校教育班)及び支部へ生徒の下校状況を報告する。

- ・必要に応じ、地区担当教員が地区の調査に向かう。
- ・学校本部は、確認した状況を市地震災害警戒本部(学校教育班)及び支部へ報告する。

(4) 在宅時(巨大地震警戒が発表された場合)

- ・家庭で待機し、保護者の指示に従う。
- ・解除されるまでは、学校は休校とする。
- ・学校は、電話やメールにより生徒の在宅の状況を把握する。
- ・学校本部は、確認した状況を市地震災害警戒本部(学校教育班)及び支部へ報告する。
- ・解除後は、学校の指示に従う。

(5) 外出先(巨大地震警戒が発表された場合)

- ・誘導員等のいるところは、その指示に従う。
- ・誘導員等のいない場合は、落ち着いて周囲の状況を判断し、行動する。

3 地震発生時の対応(震度5弱以上)

(1) 登校時

- 落ち着いて、安全を確かめ、危険物から離れ、ナップサック等で頭部を守り、腰を下ろして揺れのおさまりを待つ。
- 主要動が収まったら、安全を確かめながら家庭・地区避難所・学校へ避難する。
- すでに登校している者については、学校の保護・管理下に入る。
- 学校本部は、PTA、地区防災組織からの情報提供や、教職員の調査活動により情報を把握し、生徒の家庭被害状況の調査と対策を進める。
- 学校本部は、市災害対策本部(学校教育班)及び支部に状況報告を行う。

(2) 在校時

①授業中

○一次避難(誘導は学級担任で)

- ・教師の指示をよく聞き、落ち着いて速やかに対応する。
- ・普通教室では、机の下に入り、机の脚を持って落下物から身を守る。
- ・特別教室(理科室・家庭室・音楽室・図工室・体育館)では、机の下等で身を守り、速やかに安全対策を行う。
- ・屋外(体育作業等)では、まず近くの安全な場所を求めて避難し、腰を下し身を守る。「建造物からできる限り離れる」
- ・水泳中はプールからあがり、プールサイドから離れた安全な場所へ避難する。
- ・主要動が収まったら揺り返しに注意し、教師の指示で次の避難行動に移る。

○二次避難

- ・生徒は定められた位置(津波が予想されるかどうかで異なる)に学級別に集合、腰を下ろして静かに待機する。
- ・学級担任は、学級の人員を確認し、学校の副本部長に報告する。
- ・教職員の防災係は、副本部長の指示により、巡視・消火・救護・搬出等の活動を行う。

- ・防災主任は地区別に編成を変え、人員調査後、腰を下ろさせ静かに待機させる。
- ・学校本部は、避難状況と被害状況を市災害対策本部(学校教育班)及び支部に報告する。
- ・市災害対策本部(学校教育班)の指示及び学校の判断により、保護者への引き渡しを行う。
- ・「自然災害発生時、警報発表・避難情報発表時等に伴う学校の対処」に則って下校させるか保護者に引渡す。引渡す際は「引渡し手順」に従う。
- ・地区避難所(学校の施設設備の提供:体育館、校舎)開設に協力する。
- ・学校の施設設備の復旧活動、生徒の家庭被害状況の調査と対策を進める。

○休憩時間中・清掃中・放課後(屋内・外)

- ・基本的には「授業中」に準ずる。
- ・教職員の指示がなくても、自らの判断で、自らを守る対応に努める。
- ・主要動が治まったら、以後は「授業中の二次避難の行動様式」に従う。

○校外活動中(使用する施設等の「避難行動マニュアル」に従う)

- ・基本的には「授業中」(一次避難・二次避難)に準ずる。
- ・落ち着いて、安全を確かめ、危険物から離れ、リュックサックや横断バッグ等で頭部を守り、腰を下ろして揺れのおさまりを待つ。
- ・事前に使用施設の「避難行動マニュアル」(避難経路・避難場所等)の確認をしておく。

(3) 下校時

- ・落ち着いて、安全を確かめ、危険物から離れ、ランドセルや横断バッグ等で頭部を守り、腰を下ろして揺れのおさまりを待つ。
- ・主要動が治まったら、安全を確かめながら家庭・地区避難所・学校等へ避難する。
- ・まだ下校していない者については、学校の保護・管理下に入る。
- ・学校本部は、PTA、地区防災組織からの情報提供や、教職員の調査活動により情報を把握し、諸活動を行う。
- ・学校本部は、市災害対策本部(学校教育班)及び支部に状況報告を行う。

○在宅時

- ・家庭で話し合ったこと、家庭での訓練などを思い出し、安全を確かめながら危険から自分で自分の身を守る。(特に火気の始末に注意する)
- ・保護者の指示に従う。

(4) 外出先

- ・誘導員等のいるところは、その指示に従う。
- ・誘導員等のいない場合は落ち着いて周囲の状況を判断し、危険から身を守る。

4 地震発生時における引渡し(下校)及び待機(各災害も同様)(震度5弱以上)

(1) 引渡し

- ・原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。
- ・安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等を、地震(災害)の規模、被災状況に応じて判断する。

(2) 引渡し手順

事前	引渡し場所（生徒待機場所）決定 保護者を誘導・引渡し方法説明	引渡しカード準備 生徒を待機場所へ移動
引渡		引渡しカードの照合、連絡先の確認、引渡し状況の報告
事後	引渡し状況の集約 引渡しが完了していない生徒の保護 【学校待機の留意点】 長時間の待機又は宿泊施設の確保 食料・寝具の確保 生徒の身体的・精神的ケア	引渡しが完了していない生徒の保護 ※1

津波

5 津波

(1) 津波警報・注意報発表時にとるべき行動

	津波注意情報	津波警報・大津波警報
教育活動 実施基準	（在校時） 平常授業	（在校時） 教育活動を中止 （学校管理下外） 避難または自宅待機 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校
学校の対応	教育活動は継続 生徒に情報提供 （下校時における 注意喚起）	上層階（又は屋上）又は周辺高台への避難指示 生徒・教職員の安否確認 津波情報の収集（テレビ・ラジオ等） 学校周辺状況の目視 関係機関への連絡調整 学区内（通学路）の状況把握 学園内の情報交換 保護者への連絡 学校が避難場所（津波避難ビル等）に指定されている場合、対応計画の確認と実施

(2) 津波避難における留意事項

避難開始 【ただちに】	教職員は的確な判断をし、ただちに高台等（校舎最上階）への避難を指示する。教職員不在時は生徒だけでも避難を開始する。沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。（地震だ、津波だ、すぐ避難！）
避難中 【続ける】 【あきらめない】	想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。（校舎最上階） 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し避難行動を継続する。
避難後 【戻らない】	津波は繰り返し襲来するため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 生徒教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 生徒の心身の状態を把握する。

第3章 風水害対策

1 平常時における風水害対策

- 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
- 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム等）
- 防災設備等の確認、必需品の備蓄 ※1
- 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- 初動体制の確立
- 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- 避難先、避難経路等の確認 避難訓練の実施

2 教育活動の実施基準

	登校前・登校中	在校時	下校手段
その他の警報 注意報・防災情報	原則 開校	原則 活動継続	原則 通常通りの下校
暴風警報 または特別警報 （大雨等） 避難情報（レベル 3以上）	午前6時30分（発表中） 自宅待機 午前10時（発表中） 休校 午前10時までに（解除） 登校	学校待機 警報発令の前に下校させることが望ましい	（解除） 安全を確認した後、下校 状況によってはも保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校 下校時刻以降も（発令中） 原則 学校待機 状況に応じて保護者に引き渡し

3 気象警報(避難情報も含む)等が発表された場合

ア 在校時

- 警報等発表時(避難情報も含む)
 - テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化
 - ・学園内や関係機関との情報共有
- 授業中止等の対応の検討・決定
 - ・教職員及び生徒に連絡（※授業を継続する場合は情報収集を継続）
- 下校対応(解除された場合)
 - ・通学路、交通機関等の状況を把握
（安全が確認できた場合）
注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる
（安全が確認できない場合）
留置き、引渡し等の措置の検討、実施・保護者への連絡

洪水予報の対象となる水位観測所

河川	観測所	地先名	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(特別警戒)	平水位
太田川	天方	森町森26-23	1.90m	2.40m	2.80m	0.12m
太田川	新貝	磐田市新貝11	3.50m	4.30m	4.00m	0.18m
原野谷川	山名	袋井市川井118	5.70m	6.50m	7.00m	1.24m

情報収集

気象庁が発表する警報・注意報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kenou/kijun/index.html>

水位の情報

<http://www.river.go.jp/>

三川小は敷地川(笠梅橋)水位観測所と敷地川(川会・友永)の情報。

水防警報発報担当者 袋井土木事務所長 42-3217 44-3166

イ 生徒の不在時の対応

- 警報等発表時(避難情報も含む)※1
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化
 - ・周辺校や関係機関との情報共有・生徒、保護者への連絡方法の確認
- 休校等の対応の決定・連絡
 - ・生徒、保護者等に連絡 ・袋井市教育委員会への報告

4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

積乱雲が発達する兆候を察知したら、気象情報をこまめに確認すること。竜巻・雷・局地的大雨の兆候が見られたら、速やかに身の安全を確保すること。

第4章 原子力災害対策

1 学校の対応（UPZ内）

	警戒事態	施設敷地緊急事態 （屋内退避準備）	全面緊急事態 （屋内退避）
学校が直ちに取るべき対応	<ul style="list-style-type: none"> ○直ちに教育活動を中止 ○学校の対応を保護者に連絡 ○下校または引き渡し ○上記の対応を教育委員会に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○直ちに教育活動を中止 ○屋内退避準備 ○学校の対応を保護者に連絡 ○下校または屋内での引き渡し ○上記の対応を教育委員会に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○直ちに教育活動を中止 ○屋内退避 ○学校の対応を保護者に連絡 ○上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡し	下校又は引渡し	下校又は引渡し	○自治体からの避難指示に備え、原則引渡しは一旦中断
下校又は引渡しができない生徒への対応	○学校に留め置き	○学校の屋内に留め置き	○自治体から避難の指示が出た時点で一時集合場所への移動を開始

2 屋内退避時の対応

- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- 今後の動きや留意点（保護者への引渡し、避難、家族との合流、防護対策等）を生徒に説明する。
- コドモンを活用し、学校の対応（屋内退避）等について保護者宛の連絡をする。

※詳細は別紙「原子力防災のしおり」と「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（静岡県危機管理部原子力安全対策課）を参照する。

※必要に応じて、静岡県HP＞防災・緊急情報＞原子力発電施設＞原子力防災対策にある資料を参照する。

第5章 光化学オキシダントへの対応

1 光化学オキシダント予報等発令基準

区分	発令基準	区分	発令基準
予報	光化学オキシダント濃度が 0.10ppm以上になり、被害の発生が予想される場合	警報	光化学オキシダント濃度が 0.24ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき
注意報	光化学オキシダント濃度が 0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき	重大緊急警報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき

2 注意報(予報)等の発令及び解除の連絡方法

市環境課から地域防災無線にて、予報や注意報等の発令または解除を放送する。

※ 注意報(予報)の放送内容

【発令】「市民環境課からお知らせします。ただ今、袋井地区に光化学オキシダント注意報(予報)の発令がありました。屋外での活動をひかえるようにしてください。」

【解除】「市民環境課からお知らせします。光化学オキシダント注意報(予報)は、ただいま解除になりました。御協力ありがとうございました。」

3 光化学オキシダント注意報(予報)等が発令された場合の注意事項

- ・屋外での激しい運動を避け、室内の授業等に変更すること。
- ・目、のどに刺激を感じたときは、室内・木陰等で様子を見ること。
- ・病弱な人や乳幼児などは、健康な成人よりも影響を受ける恐れがあるので注意すること。

4 光化学オキシダントの被害を受けたときの処置

- ・目がちかちかしたり、のどが痛くなったときは、目を洗ったり、うがいをしたり、しばらく屋内で安静にして様子を見る。
- ・目を洗ったり、うがいをしたりしても症状がよくなることや、息苦しいときなどは医師の診断を受ける。
- ・被害が発生したときは、速やかに「被害発生状況」(発生場所、時間、人数、症状など)を市教育委員会学校教育課まで報告する。

5 微小粒子状物質(PM2.5)への対応

- ・静岡県くらし・環境部環境局生活環境課から発せられた「PM2.5に関する注意情報」において、日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えたときには、校外での活動を直ちに中止し、校舎内に避難する。同「PM2.5に関する注意喚起情報」においては、数値をもとに対処を判断するが、原則、校外での活動を中止する。

第6章 火山噴火災害対策

該当なし

第7章 国民保護対策（Jアラート）

ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応について

1 事前

生徒・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解

2 Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時

始業前	生徒に対し、避難や自宅待機を指示 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡する。市教育委員会に報告 避難行動 ・出勤前の場合は、自宅待機 ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る ・出勤後の場合は、校内にいる生徒へ避難を指示するとともに自らも避難 テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
在校中	授業を中止し、生徒に避難行動を指示 ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
放課後	校内に生徒がいる場合は、屋内避難 部活動等を行っている場合は中止 テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集

3 Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時

始業前	生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 避難行動をやめ、出勤 引き続き、情報収集
在校中	避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開 引き続き、情報収集
放課後	避難行動をやめるよう生徒に指示 引き続き、情報収集

4 Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時

全時間帯	生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難 引き続き、情報収集 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第8章 学校再開への対応

【学校再開に向けた流れ】

災害発生後に学校機能の早期回復を図るため、教育委員会と協議し、連携して応急教育の計画をし、実施する。

(1) 生徒・教職員の被害状況把握

被害状況や避難先を把握し、教育委員会に報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

(2) 施設・設備等の確保

教育委員会を通して専門家に安全点検を依頼し、校内使用施設箇所及びライフラインの復旧状況を把握する。

被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を要請する。

(3) 教育再開の決定・連絡

生徒、施設、通学路等の状況から教育再開の時期を決定し、教育委員会及び生徒・保護者へ連絡する。

(4) 教育環境整備

避難所生活が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議し、教育環境の整備・確保に努める。

教科書の滅失やき損状況を把握し、不足教科書の確保に努める。

他県等への避難や転出の手続きについては、国や県の通知に従って対応する。

(5) 給食業務の再開

設備の安全性を確認する。

保健所等に衛生面の検査を依頼する。

食材の確保、物資や給食の配送方法等、教育企画課及び学校給食センターと協議する。

(6) 生徒の健康保持、回復を図るための対策

養護教諭を中心に、教育委員会、保護者、校医、スクールカウンセラー等と協議・連携して、心の傷がある生徒の把握に努め、心の健康保持や回復を図る。

緊急対応編

第1章 緊急連絡体制

1 救急車の要請

(1) こんな時には救急車を

- ・意識喪失の持続 ショック症状(顔面蒼白、冷や汗、虚脱、脈拍低下、呼吸困難)の持続
- ・痙攣の持続・激痛の持続・多量の出血・骨の変形・大きな開放創・広範囲の火傷
- ・心臓病の疑い・その他緊急を要するもの

(2) 119番のかけかた

○119番にダイヤル

(固定電話がベストです。袋井市の場合、番号通知で発信されていればおよその場所が特定できます)

○「火事ですか?救急ですか?」と聞かれたら、「救急です」と答えます。

○住所、目印を告げます。

○事故や傷病者の状態を説明。

○通報者の氏名、電話番号を告げます。

(3) 誘導

サイレンの音が聞こえたら、出来るだけ救急車を誘導してください。

救急車進入口に誘導員を配置し、ストレッチャーの誘導先を案内する指示されたことがあれば、そちらを行ってください。

(4) 報告

救急隊が到着したら、行った応急手当、容体の変化、傷病者の既往歴などを報告してください。

2 心肺蘇生法(心臓マッサージと人工呼吸)

○ 反応を確認する

○ 助けを呼ぶ(119番通報とAED手配を依頼する)

○ 呼吸を調べる(普段どおりの呼吸があるかどうかを観察)

○ 胸骨圧迫

○ 気道を確保する(空気の通りをつくる)

○ 人工呼吸

○ 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ(心肺蘇生法)を続ける



気道確保



人工呼吸



心臓マッサージ(胸骨圧迫)

3 救急ヘリコプター（ドクターヘリ）の離発着について

(1) 手順

○救急ヘリコプター通信センター（聖隷三方原病院内）から学校に連絡

053-437-1199

○教頭対応不在の場合は主幹教諭（教務主任）中心に校長に連絡・指示を受ける

校庭使用不可の場合 通信センターにその旨を伝える

校庭使用可の場合

○放送を入れる

授業中 運動場から教室に戻る

教師が生徒を監督する

窓を閉める（防音と防塵）

ドクターヘリの離発着時非常に大きな音が発生する

ドクターヘリの離発着時 強風が発生するとともに砂が舞い上がる

救命措置をするので近寄らない

□放送内容

〈校内向け〉

緊急連絡 緊急連絡

まもなくグラウンドにドクターヘリが着陸します。グラウンドにいる生徒は速やかに校舎内に入りましょう。

先生方に連絡します。ドクターヘリの離発着の妨げにならないよう、生徒への指導をお願いします。また、離発着時は強風により、グラウンドの土が舞い上がる可能性があるため、校舎内の窓を閉め、安全を確保してください。

〈隣接の民家向け〉

隣接の民家のみなさんにお知らせします

まもなく袋井南中学校のグラウンドにドクターヘリが着陸します。

離発着時は強風により、グラウンドの土が舞い上がる可能性があるため、御注意ください。

○消防救急隊から確認の電話が入る

「着陸の確認」「生徒の安全確保の確認」「着陸の確認」

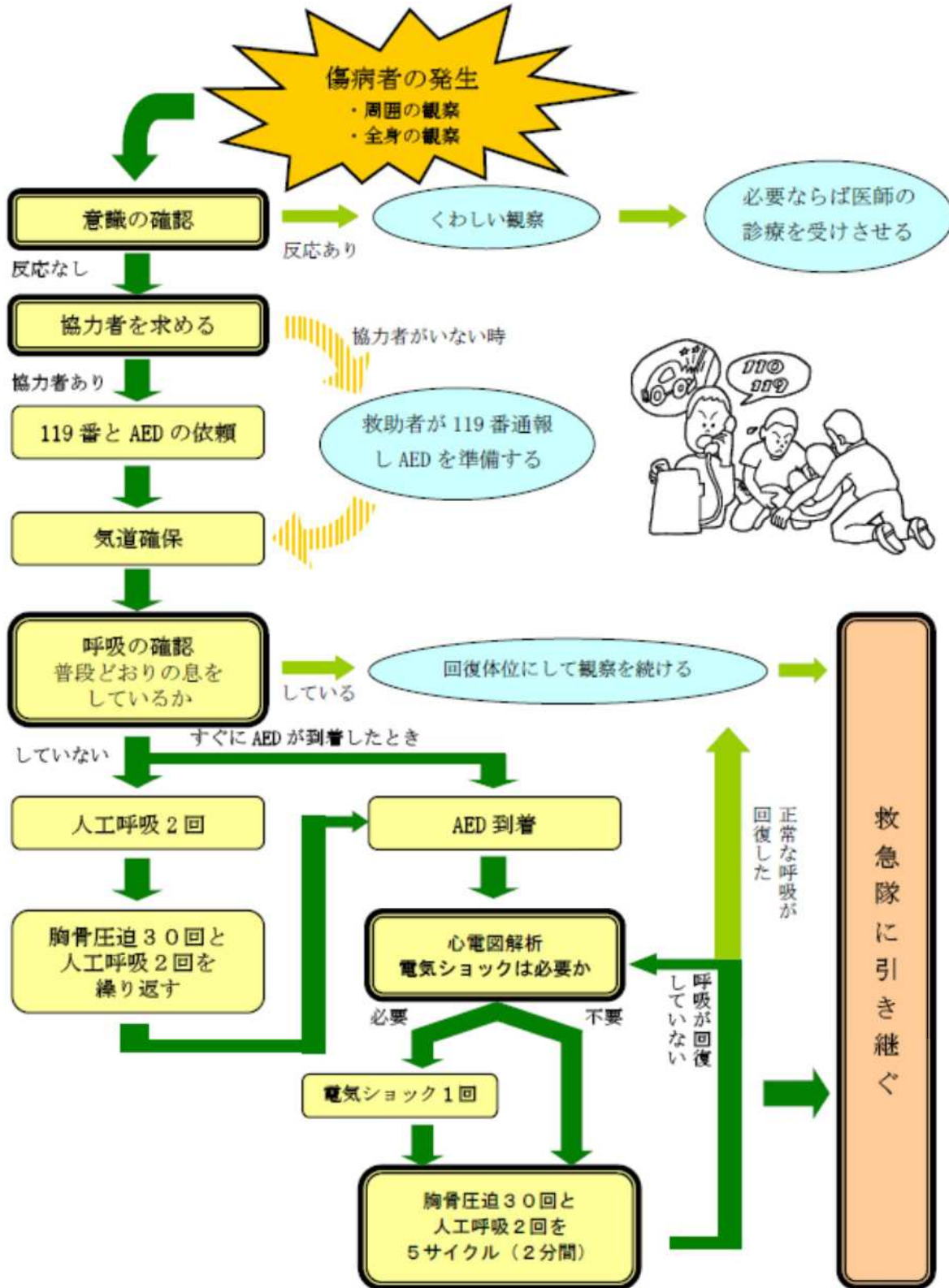
○救急車の進路確保と学校の各入り口に職員配置 正門（県事務・教頭）

救急車以外の車両の乗り入れ禁止とする

○救急処置の終了の電話 ヘリコプター離陸

○活動再開の放送を入れる

※ 心肺蘇生法の手順



『赤十字救急法基礎講習教本』参照

第2章 火災対応

1 基本的な手順

- (1) 生徒避難誘導、初期消火、防災組織は「地震防災」に準じて行う。
- (2) 出火場所により避難経路が通常と異なる場合がある。(経路は放送で指示)
- (3) 窓を閉め、防火扉も締めて避難する。(避難場所・・・運動場)
- (4) 消火班はいち早く消火活動に取り組む。
※ 防災受信盤について(職員室西南壁)(夜間は消防署へ直結)

2 火災受信盤の操作・・・警報が鳴ったら

- (1) 表示板で場所の確認
- (2) 現場に走る
- (3) 職員室に校内電話で連絡
- (4) 火災確認の場合、119番通報と非常放送で生徒避難と校内消火班の出動を告げる。
- (5) 近辺にいる教師は初期消火活動を行う。
- (6) 誤報・・・受信盤の復旧を行う。

3 消火栓の使い方

- (1) ホースを取り出す。
- (2) 一人がホースの先端をもって火元へ
- (3) 「放水」の合図で、残った一人がボタンを押しバルブを開く。
※ 最低2名で行うこと。

4 生徒避難誘導

- (1) 授業中の避難(誘導は学級担任もしくは教科担任で)
 - ア 教師の指示をよく聞き、落ち着いて速やかに対応する。
 - イ 生徒は定められた位置(運動場)に学級別に集合、腰を下ろして静かに待機する。
 - ウ 学級担任(教科担任)は、学級の人員を確認し、学校の副本部長に報告する。
 - エ 教職員の防災係は、副本部長の指示により、巡視・消火・救護・搬出等の活動を行う。
 - オ 防災主任は地区別に編成を変え、人員調査後、腰を下ろさせ静かに待機させる。
 - カ 学校本部は、避難状況と被害状況を市災害対策本部(学校教育班)及び支部に報告する。
 - キ 市災害対策本部(学校教育班)の指示及び学校の判断により、保護者への引き渡しを行う場合もある。
- (2) 休憩時間中・清掃中・放課後(屋内・外)
 - ア 基本的には「授業中」に準ずる。
 - イ 教職員の指示がなくても、自らの判断で、自らを守る対応に努める。

第3章 交通事故

対 応	教 職 員	管 理 職	現場にいた生徒
<p>交通事故発生目撃者からの通報</p> <p>状況把握</p> <p>管理職・教委への連絡 保護者への連絡</p> <p>応急手当 情報収集</p> <p>被害生徒への対応</p> <p>保護者への連絡</p> <p>他の生徒への対応</p>	<p>・外部からの通報内容と通報者の氏名等を記録し、救急車の手配、警察への通報について確認する。</p> <p>・生徒からの連絡であれば、安心感を与えるとともに適切な指示を与える。</p> <p>・管理職に直ちに報告し指示を受ける。</p> <p>・事故にあった生徒の氏名が確認でき次第保護者に事故の発生を連絡する。</p> <p>・現場に到着したら、負傷者の人数が多い場合周囲の方に協力を求める。</p> <p>◎<u>救急車が到着していない場合</u></p> <p>・出血等がなく意識不明であれば気道確保→呼吸、脈の確認→人工呼吸、心肺蘇生法を続ける。</p> <p>◎<u>救急車が到着していた場合</u></p> <p>・教職員1名が同乗する</p> <p>・救急車が出た後であれば、消防署に連絡をとり病院を確認する。</p> <p>・生徒名が分かり次第管理職に連絡をする。</p> <p>・現場に残った教職員は、負傷しなかった生徒に様子を聞くとともに 動揺をやわらげるよう指導を与え 登下校させる。</p> <p>・警察の現場検証に立ち会う。</p> <p>・登校してきた生徒を温かく迎えるとともに、一人一人健康観察をする。</p> <p>・担任は病院に駆けつけ、医師より状況を聞き、校長に報告する。</p> <p>・事故を目撃した生徒には面接をしたり家庭訪問をしたりして動揺をやわらげる。</p>	<p>・校長は、教頭または教職員を複数現場に急行させる (生徒名簿・携帯電話等を持たせる)</p> <p>・救急体制の指示</p> <p>・記録者決定</p> <p>・事故発生時の状況及び発生直後の対応等の記録</p> <p>・関係機関への窓口を一本化</p> <p>・教育委員会に第一報(44-3172)以後適宜報告し指示を受ける。</p> <p>※時間経過と共に、事象の確認をする。</p> <p>・被害生徒が入院する場合は、見舞う。</p>	
<p>事後措置</p>	<p>・生徒への安全指導を行う。</p> <p>・被害生徒を見舞い、適切な言葉かけをする。</p>	<p>・集会時に事故の概要を説明し、生命の大切さを説く。</p> <p>・反省点をまとめ再発防止に努める。</p> <p>・関係機関に報告する</p>	

第4章 部活動中の事故発生時の対応

対 応	教 職 員	生 徒	管 理 職
負傷生徒の救護 他の教員へ連絡	・他の教職員を呼びに職員室へ生徒を行かせる。	・教員の指示により連絡	
事故確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に事故発生の報告 ・負傷の程度確認 ・応急手当 ・救急車手配 ・状況確認 ・救急車同乗 ・他の部員の不安をとき、活動終了の指示 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・練習中止 ・事故の状況説明をする </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の指示 ・記録者決定 ・事故発生時の状況及び発生直後の対応等の記録 ・関係機関への窓口を一本化 ・教育委員会に第一報(44-3172) 以後適宜報告し指導を受けるとともに、必要に応じて校医に連絡 </div>
救急車要請 教職員への指示			
教委・校医などへの連絡等			
保護者への連絡	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に生徒の容態、事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡 ・顧問教職員は病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・憶測による情報を流さない ・片づけをして下校 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に事故の説明を充分に行うように指示する。
他の生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が一人歩きしないよう正しく生徒に伝える。 		
家庭等訪問			<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況の教職員への説明及び関係機関への連絡及び報道機関への対応(窓口は管理職)
報道機関等との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、顧問等家庭に出向き見舞う。 		
再発防止への取組			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事故原因を究明し教職員に対する事故防止策や点検等を見直し、再発防止に取り組む </div>
被害者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び保護者に誠意ある対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等への説明
保護者への説明			<ul style="list-style-type: none"> ・日本体育・学校健康センターに報告

注) 校外において事故が発生した場合も、生徒の応急処置をとるとともに、早急に自校の管理職に報告を行い、指示を受ける。

第5章 食物アレルギー対応

1 食物アレルギーの基礎知識

(1) 食物アレルギーとは

私たちの体には、細菌やウイルスなどの病原体の侵入から体を守る「免疫」という働きがあります。この免疫が、有害な病原体ではなく、本来無害なはずの食べ物や花粉などに過敏に反応して、私たち自身の体を傷つけることがあります、これを「アレルギー反応」と呼んでいます。食物アレルギーは、食物によって起きる体に有害な反応のうち、免疫システムが働いているものと定議されます。食べ物に含まれる毒素による反応は「食中毒」、体質的に乳糖を消化する酵素が弱いため、牛乳を飲むと下痢を起こす病気は「乳糖不耐症」であり、食物アレルギーとは言いません。

(2) 食物アレルギーの症状

以下のような、全身の多彩な症状が起こります。

- ・皮膚……かゆみ、じんま疹、発赤、湿疹
- ・眼……結膜の充血、かゆみ、涙、まぶたの腫れ
- ・口、のど……口の中の違和感、腫れ、のどのかゆみ、イガイガ感
- ・消化器……腹痛、はきけ、おう吐、下痢、血便
- ・鼻……くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- ・気管支、肺……息が苦しい、咳、ゼーゼーする
- ・循環器……頻脈、血圧低下
- ・神経……ぐったりする、意識障害

(3) アナフィラキシーと食物アレルギー

急性アレルギー症状が皮膚にとどまらず、呼吸器や消化器など複数の臓器に強い症状が急激にあらわれることをアナフィラキシーと呼びます。呼吸困難、めまい、意識障害等の症状からさらに、血圧低下等の血液循環の異常が急激にあらわれるとショック症状を引き起こし、生命をおびやかすような危険な状態に陥ってしまふことがあります。これをアナフィラキシー・ショックと呼びます。アナフィラキシーを引き起こすきっかけには、ハチ毒アレルギー、食物アレルギー、薬物アレルギー等があります。最近では、この他にもラテックス（天然ゴム）によるアナフィラキシー等が注目されています。

※ アナフィラキシーの症状は急変します。

重症になると血圧低下を伴うショック症状といった生命に関わる危険な状態に陥ることもあります。園児児童生徒がアレルギーを発症したときには、アナフィラキシーへの進行を想定し、速やかに救急車を要請する必要があります。学校給食が原因でアナフィラキシー・ショックを発症させることは、絶対に避けなければなりません。そのために、医師、保護者、学校（園）が連携し、一人一人の「取り組みプラン」を作成します。学校給食センターは、その能力や環境に応じて、学校（園）、保護者と連絡を取りながら、可能な範囲でアレルギー対応を実施します。

(4) 食物アレルギーの種類

① 即時型

食後数分から2時間以内に、じんましん、咳、呼吸困難などを起こすタイプです。数時間後に起きる「遅発型」もありますが、食物アレルギーの多くは即時型です。昼食後、体調不良を訴えたとき、まず即時型アレルギーを疑ってください。即時型食物アレルギーのうち約10%がアナフィラキシーの状態に進むと言われています。

② 口腔アレルギー症候群

果物(キウイ、バナナ、リンゴ、桃、メロンなど)を食べると口がはれる、ひりひりする、かゆくなるなどの症状が起こることがあります。大量に食べて全身症状が出てしまうこともあります。

③ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

食後2時間以内に運動をするとアナフィラキシーが起こることがあります。食事か運動のどちらか単独では発症しません。食物アレルギーの既往症がなくても発症することがあります。中学生から高校生に多く見られ、中学生の6000人に1人程度の割合で発生しているという報告もあります。

2 袋井市のアナフィラキシー対応の基本

食後の体調異変はアナフィラキシーが疑われるため、ためらわずに救急車要請袋井消防署とも確認してあります。消防署では、「オーバートリアージ許容」の認識でいるそうです。結果的に、いわゆる「空振り」であったとしても、責められることはありません。

(1) 誤食をした場合

過去に強い症状の経験があり、「取り組みプラン」が作られているような園児児童生徒が、アレルゲンを誤って食べたことが確認された場合、安静にし、厳重に観察します。「取り組みプラン」に書かれた対応を確認しながら、アレルゲンの正確な摂取量を主治医に伝え、指示を仰ぐとともに保護者に連絡します。「エピペンOR」が処方されていれば、いつでも接種できるように準備をしておきます。体調異変が認められたら、ためらわずに救急車を要請します。

(2) 初めて食物アレルギーを発症した場合

学校給食による食物アレルギーの60パーセントは新規の発症とされています。食後に体調不良を訴えてきた場合、既往症がなくても、食物アレルギーを念頭に置いてください。食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーの状態に進むと言われているため、軽い症状(部分的なじんま疹等)であっても救急車を要請します。救急車が到着するまでは安静にし、アナフィラキシーに進んでいないか、5分ごとに観察します。新規発症の場合、本人も症状を説明できないことが多いため、教職員が、体の状態を詳しく確認してください。

第6章 熱中症対応

このような症状があれば…



- めまい、立ちくらみがある
- 筋肉のこむら返りがある(痛い)
- 汗がふいてもふいても出てくる

重症度
Ⅰ度

⇒ 水分・塩分を補給しましょう



- 頭ががんがんする(頭痛)
- 吐き気がする・吐く
- からだがだるい(倦怠感)

重症度
Ⅱ度

⇒



足を高くして休みましょう
水分・塩分を摂りましょう

自分で水分・塩分を
摂れなければ
すぐに病院へ



- 意識がない
- 体がひきつける(痙攣)
- 呼びかけに対し返事がおかしい
- 真直ぐに歩けない・走れない
- 高い体温である

重症度
Ⅲ度

⇒



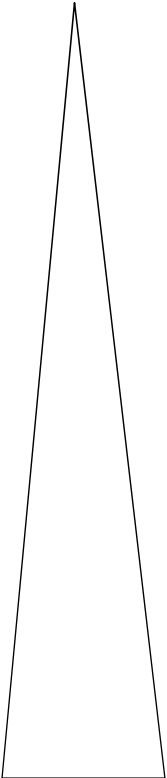
水や氷で冷やしましょう

首、脇の下、
足の付け根など

すぐに救急隊を要請する



1 熱中症の症状

分類	症 状	重傷度
I 度	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウムなど）の欠乏により生じます。これを“熱痙攣”と呼ぶこともあります。 大量の発汗	
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”“熱疲弊”と言われていた状態です。	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある、真直ぐ走れない・歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触です。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当します。	

2 熱中症の疑いのあるときの対応

熱中症を疑った時には、死に直面した緊急事態であることをまず認識しなければなりません。重症の場合は救急隊を呼ぶことはもとより、現場ですぐに体を冷やし始めることが必要です。

<現場での応急対応>

① 涼しい環境への避難

・風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。

② 脱衣と冷却

- ・衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。
- ・露出させた皮膚に水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐことにより体を冷やします。
- ・氷嚢などがあれば、それを頸部、腋窩部（脇の下）、鼠径部（大腿の付け根、股関節部）に当てて皮膚の直下を流れている血液を冷やすことも有効です。
- ・深部体温で 40℃を超えると全身痙攣（全身をひきつける）、血液凝固障害（血液が固まらない）などの症状も現れます。
- ・体温の冷却はできるだけ早く行う必要があります。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるができるかにかかっています。
- ・救急隊を要請したとしても、救急隊の到着前から冷却を開始することが求められます。

③ 水分・塩分の補給

- ・冷たい水を与えます。

※冷たい飲み物は胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です。食塩水(1リットルに1~2gの食塩)も有効です。

- ・応答が明瞭で意識がはっきりしているなら、水分の経口摂取は可能です。
- ・「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない」(意識障害がある)ときには誤って水分が軌道に流れ込む可能性があります。また「吐き気がする」ないし「吐く」という症状はすでに胃腸の動きが鈍っている証拠です。これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物です。

④ 医療機関へ運ぶ

- ・自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法です。
- ・実際に、救急搬送される熱中症の半数以上がⅢ度ないしⅡ度で、医療機関で輸液(静脈注射による水分の投与)や厳重な管理(血圧や尿量のモニタリングなど)が必要となっています。

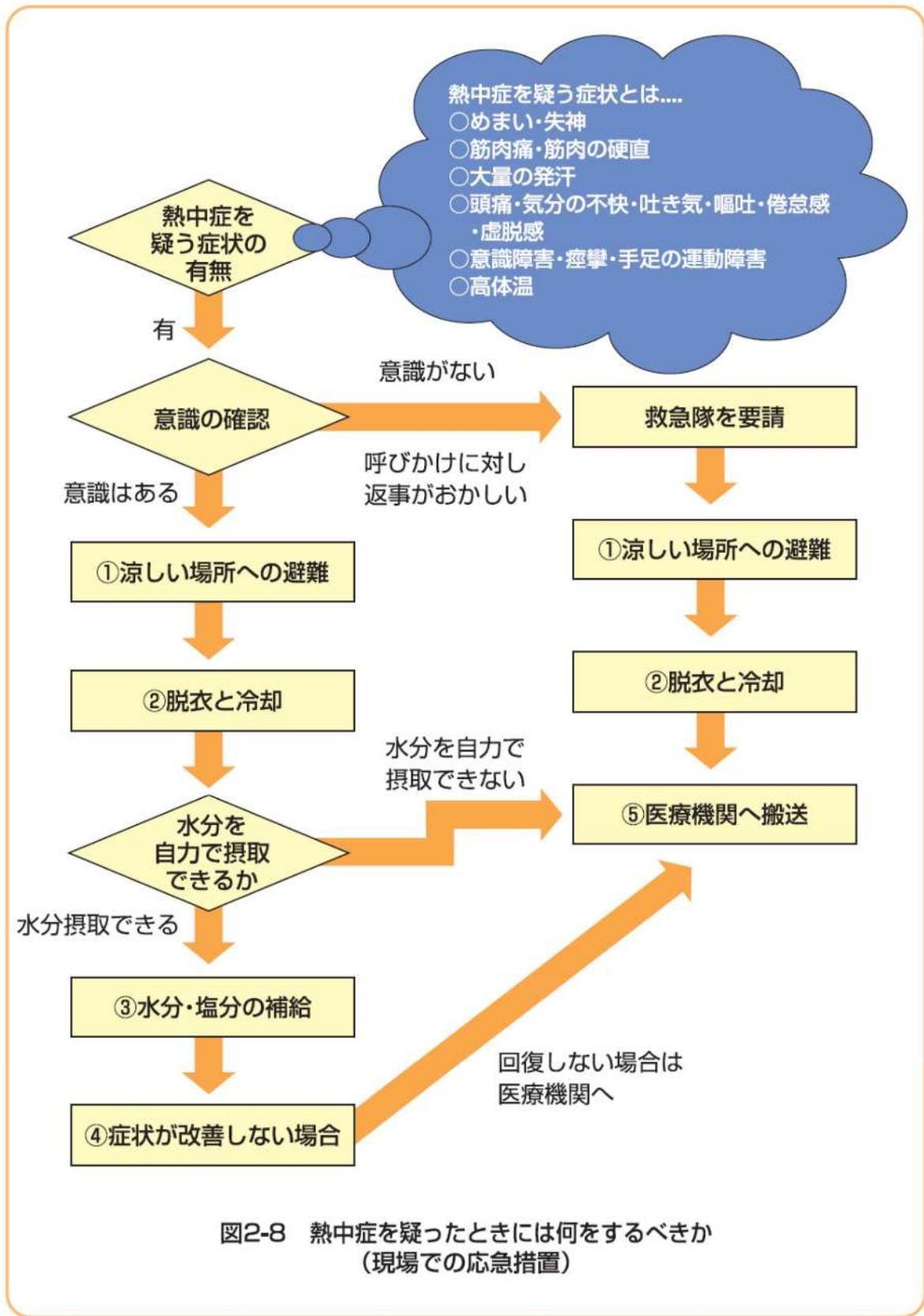


図2-8 熱中症を疑ったときには何をすべきか
(現場での応急措置)

第7章 不審者対応

1 犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

- ・通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。
- ・校長は、各学級担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 8:00~8:15	○生徒は西側通用門から登校する。 ○施錠担当教職員(学年主任)が、8:00に解錠し、扉を閉める。 ○生徒は遅刻した場合、昇降口から扉を開けて、登校する。	●常に正門及び正面玄関から出入りする。
授業中	○生徒・教職員共に正門または通用門から出入りする。	
下校時間	○学年湯任が、完全下校時刻に昇降口を施錠する。生徒指導主事または下校指導の教職員が通用門の施錠をする。	
下校時間後	○正門から出入りする。	

(2) 来校者の管理

- ・校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。
- ・来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- ・来客の予定がある場合は、あらかじめ、事務室設置の来校者予定表に記入する。
- ・事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者票の提示を求める。
- ・一般来校者には来校者胸章を1人1つ配布し、首から提げるよう求める。
- ・保護者には、年度初めに配布する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、胸の位置につけるか首から下げよう求める。
- ・教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心掛ける。

(3) 校内の巡視

- ・通常授業日は、毎日始業前・授業中・業間の休み時間・昼の休み時間・放課後の計5回、教職員が分担をして巡視を行う。

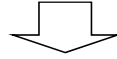
(4) 校外の巡視・巡回

- ・登下校時の巡視:別に定める「巡視担当表」に基づき、担当教職員が校舎周辺の巡視を行う。また、毎月健康安全の日には、安全点検担当の教職員が通学路の巡視を行う。
- ・通学路の合同点検:「通学路の安全マップ(防犯、交通、災害)」を基に、PTA・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。
- ・地域見守り:「こども110番の家」「こども110番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

2 生徒に対する指導

不審者の特徴(例)

- 1 あとをついまわす。
- 2 道をたずね(るふりをし)て、道案内させようとしたり、車に乗せようとする。
- 3 凶器(刃物、バット)などを持ち歩いている。
- 4 変な様子(目がキョロキョロ・ギラギラ、荒い呼吸)をしている。
- 5 学校名や名前をしつこく聞こうとする。
- 6 長時間、同じ場所に停車している。付近を何回もウロウロする。



対応(例)

- 1 近づかない、離れる、逃げる
- 2 大声を出して助けを呼ぶ(近くの大人など)
- 3 近くの家に逃げ込む(「こども110番の家」など)
- 4 警察を呼ぶ「110番」
- 5 防犯ブザー等の携行

(1) 日常の指導

- ① 友達と一緒に登下校する。(複数による登下校)
- ② 人通りの少ない場所を通らない。暗くなったら明るい所を通る。
- ③ むやみに携帯の電話番号を教えない。
- ④ 普段、登下校する道・友達を、親と学校に伝えておく。
- ⑤ 出かける場合は、目的、行き先、帰宅時間、同伴者を家の人に伝えておく。
- ⑥ 日ごろから、地域の人と、挨拶や会話をかわす。
- ⑦ 何もなくても、不審人物を見かけたら、家の人、友達、先生、近所の人、警察に伝える。

3 緊急の対応



(1) 登下校時・校外学習時など

	生徒の動き	職員の動き	管理職の動き
事故発生	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げる ・離れる ・助けを求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・110番、119番に通報 ・校長、教頭に連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生現場、被害状況の把握 ・職員の配置、派遣 ・110番、119番に通報 確認 ・情報収集対応の指示
救護・救出	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの人に助けを求める ・近くの民家へ逃げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を避難、誘導 ・暴漢に対処する ・被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が適切かどうか確認
二次被害防止		<ul style="list-style-type: none"> ・職員は通学路の点検 ・児童生徒の避難誘導 ・警察と連携して、不審者に対応する 	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童生徒の登下校状況の把握 ・校内にいる児童生徒の安全を確保する
保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて帰宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡・説明、引継ぎ ・滞留者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員

(2) 在校時における対応

	生徒の動き	職員の動き	管理職の動き
事故発生	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げる、離れる ・助けを求める ・職員へ通報 ・決められた場所へ避難する (運動場、中庭など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒に避難を指示 ・不審者への対応 ・近くの職員に知らせる (児童生徒に頼む、火災報知器、防犯ブザー、ガラスを割るなど) ・校長・教頭に報告する ・110番、119番に通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生現場、被害状況の把握 ・職員の配置 ・110番、119番に通報確認 ・情報収集対応の指示 ・緊急放送で全校生徒に知らせる
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の指示に従う ・できるだけ動かないようにする ・職員に自分の居場所を知らせ、傷などの有無を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者への応急手当・処置 ・生徒を避難、誘導 ・暴漢に対処する ・被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が適切かどうか確認 ・教育委員会へ通報
二次被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・指示された場所に避難する ・静かに説明を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の確認(出席簿)校庭などに集合、整列させる ・被害状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒全体の安否を確認 ・未確認生徒の所在を捜索の指示 ・事実確認と今後の対策について確認 ・教育委員会へ状況を報告し、指示を待つ
保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と一緒に下校する 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 ・保護者への説明、引継ぎ ・滞留者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員へ連絡
事後措置		<ul style="list-style-type: none"> ・担任による家庭訪問と被害生徒の状況を把握 ・心のケアの必要性がある場合は、専門医、関係機関と連携する 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、児童生徒宅を訪問する ・学校医の助言を得る ・心のケアの対応について、教育委員会、専門機関との連携を図る(CRTの要請) ・外部に対する窓口を一本化し、警察への捜査協力、報道機関への対応を行う

第8章 感染症対応

1 新型コロナウイルス対策

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン
(令和5年5月改定版)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、地域の感染状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインは、学校の臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめたものとなりますので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校の設置者と保健所等とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいで構いません。

1 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

2 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性については、通常、学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

【臨時休業の範囲や条件の例】

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止等とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②その他、設置者が必要と判断した場合

※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

○上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

2 感染症の基礎知識

(1) 感染症とは

ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱、下痢、せきなどの症状が出る病気のことをいう。人から人へ感染する伝染性の感染症のほかに、動物や昆虫から、また傷口から感染するものも含まれる。

(2) 病原体で分けると

- ・ウイルス …… コロナウイルス、インフルエンザ・風邪・肝炎（A～E型）・重症急性呼吸症候群（SARS）など
- ・細菌 …… 腸管出血性大腸菌（O-157等）・赤痢・コレラなど
- ・その他 …… 疥癬・白癬など

(3) 主な感染経路で分けると

空気感染	飛沫の水分が蒸発した飛沫（エアロゾル）が、飛沫核（直径約5μm以下）となって空中に浮遊し、それを吸い込むことで感染。 <代表的な疾患>結核、麻疹（はしか）、水痘など
飛沫感染	会話やくしゃみ・咳などをしたときのしぶき（飛沫：直径約5μm以上）を吸入して感染。飛沫は1メートル以内の距離を飛んで床に落下する。 <代表的な疾患>かぜ、インフルエンザ、レジオネラなど
接触感染	皮膚や粘膜にいる病原体が手指や被服など介して感染。 <代表的な疾患>MRSA、疥癬など
経口感染	病原体に汚染された水や食べ物、手指などが口に入ることで感染。 <代表的な疾患>腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、ノロウイルス、A型肝炎、赤痢、食中毒など
血液感染	血液の中の病原体が注射や傷口への接触などにより、体内に入ることによって感染。 <代表的な疾患>B型肝炎、C型肝炎、エイズなど

(4) 出席停止となる病気（学校保健安全法施行規則第18条）

	対象となる病気	出席停止の期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出欠熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ熱 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸症候群 (SARS(サーズ)コロナウイルス) ・鳥インフルエンザ(H5N1) 	完全に治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜炎(プール熱) ・結核 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ:発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ・百日咳:特有の咳が消失するまで ・麻疹:解熱した後3日を経過するまで ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ):耳下腺、顎下腺等の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・風疹:発疹が消失するまで ・水痘:すべての発疹が痂皮化するまで ・咽頭結膜熱:主要症状が消退した後2日を経過するまで ・結核:病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 その他の伝染病 	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

*第5種 新型コロナウイルス感染症

*条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、次のようなものがあります。

(法律で定められている「出席停止を要する病気」ではありません。)

ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など

3 他の感染症

<結核>

病原体	結核菌
潜伏期	2年以内、特に半年以内に多い。
感染経路	飛沫感染・空気感染 結核の排菌患者から出された結核菌が空気を漂って、それを吸い込むことで他人に感染する。
症 状	呼吸器症状(咳・痰・血痰)、全身症状(発熱・倦怠感・寝汗・食欲不振・体重減少) ※2週間以上続く咳は結核の注意症状
感染予防	健康診断:定期的に健康診断を受ける。 換 気:普段から換気を頻回に行う。 有症状者が出たら:医療機関受診、マスクの着用

<インフルエンザ>

病原体	インフルエンザウイルス
潜伏期	平均2日(1~4日)
感染経路	飛沫感染。接触感染もある。
症 状	高熱(39~40度)、悪寒、頭痛、筋肉痛、鼻閉、咽頭痛、咳
感染予防	ワクチン接種(重症化防止に効果的) うがい・手洗いの励行、湿度の保持

<感染性胃腸炎(ノロウイルスによるもの)>

病原体	ノロウイルス
潜伏期	12~48時間
感染経路	経口感染、接触感染
症 状	嘔気、嘔吐、腹痛、下痢
感染予防	手洗い、調理器具の衛生、食品の十分な加熱、汚物処理時の使い捨て手袋使用

<腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など)>

病原体	腸管出血性大腸菌
潜伏期	10時間から6日
感染経路	経口感染、接触感染
症 状	下痢(水様性~血便まで様々)、発熱、腹痛、嘔気、嘔吐 合併症:溶血性尿毒症症候群(HUS)など
感染予防	手洗い、調理器具の衛生、食品の十分な加熱、 汚物処理時の使い捨て手袋使用

<B型肝炎>

病原体	B型肝炎ウイルス(HBV)
潜伏期	平均90日(45~160)
感染経路	血液感染
症 状	全身倦怠感、食欲不振、悪心・嘔吐、黄疸
感染予防	血液に触れる可能性のあるときは手袋使用、手洗い、消毒 ※入浴・洗濯・食器などを別にする必要はない

4 日頃の感染症予防対策

(1) 標準予防策 「人の血液・体液や人から分泌・排泄される全ての物質(尿・痰・便・膿など)は感染症のおそれがある」とみなして対応する方法。

これらの物質に触れた後は手洗いを励行し、あらかじめ触れるおそれのあるときは、手袋・エプロンなどを着用する。

(2) 手洗い・・・感染症予防の基本は手洗い!

(3) 吐物処理

○ 用意する物

- 使い捨てタオル、ティッシュ、新聞紙等
- 塩素系漂白剤
- ビニール袋等の液漏れしない密封できる袋
- マスク(ある場合)
- 使い捨て手袋(ない場合はゴム手袋)
- 手洗い用の石けん

- ①作業を始める前に、腕まくりし、腕時計、指輪等は外しておきます。
マスクがある場合は、マスクを着用してください。
- ②ナイロン袋(ビニール袋)の口を開けておきます。
ゴミ入れなどにビニール袋を入れて口を広げておくと使いやすいです。
- ③吐物や消毒液が直接触れぬよう、手袋がない場合は、できるだけ手に付かないようにしてください。手袋はできるだけ使い捨てのものを使用します。
- ④吐物を新聞紙や捨ててもいい布などで、できる限り拭き取ります。
タオルやぞうきんなど再利用するものはできるだけ使わないようにします。
- ⑤塩素剤を50~100倍に薄めた液(消毒液)をティッシュ等に染みこませ、拭き取ります。
- ⑥吐物のあった周辺は、できるだけ広い範囲を消毒剤で拭き取ります。
塩素は金属腐食性がありますので、拭き取った場所が金属の場合は、30分程度時間を置いてから水拭きします。
- ⑦ビニール袋等、液漏れしない密封できるものに、吐物や拭き取った新聞等を入れます。
- ⑧袋の口をしっかり縛ります。
- ⑨ナイロン袋等に、口を閉じた袋を入れます。
- ⑩手袋を裏返ししながら脱ぎます。使い捨て手袋が無く、ゴム手袋を使用した場合は、脱いだものをそのまま塩素で消毒します。
- ⑪内側を触らないようにして口を縛り、捨てます。手袋をして処理をしても、必ず処理の最後には石けんでよく手を洗ってください。

5 生徒に症状が現れた場合の対応

- ①感染症・食中毒の疑いのある生徒が出たときは、症状の確認し、養護教諭、教頭、校長へ報告をする。
- ②養護教諭は、疑いのある症状や他の症状の確認、欠席者・早退者の状況の把握をする。学校医に連絡をし、指導助言を受ける。
- ③保護者に連絡し、生徒をすぐに帰宅させる。保護者に、医療機関を受診し、静養する等の対応を依頼する。
- ④管理職は、袋井市教育委員会、保健所に、状況を報告する。
- ⑤管理職は、全職員を集め、学校全体における発生状況を把握する。
(人数・症状、受診状況、受診結果、職員の健康状態など)
- ⑥管理職は、緊急対策本部を設置し、学校医、市教委、保健所の指導助言を受けながら、感染拡大防止、症状に応じたケア、衛生管理の徹底などについて、検討する。
- ⑦緊急対策本部での判断を全職員に伝え、行動する。
- ⑧随時、状況を学校医、市教委、保健所に報告する。

第9章 いじめ防止対応(ネット上のいじめ対応)

南の丘学園袋井南中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月21日

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。場所は、学校の内外を問わない。(文部科学省 平成 25 年 10 月 11 日)であり、いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話(スマートフォン)等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

1つ1つの行為がいじめであるかの判断は、いじめられた子供の立場に立って判断します。

また、いじめは様々な形態があると捉え、いじめであるかを判断する際に、苦痛を表現できない場合やいじめに本人が気づいていない場合もあることから、表面的・形式的に判断することなく、その子や周りの状況等をしっかりと確認します。

(2) いじめの理解

いじめは、「どの子供にも」「どこでも起こりうる」ものと考えます。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わない」いじめは、多くの子供が入れ替わりながら、被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は心身に重大な危険を生じさせるものだと考えます。

2 いじめ未然防止のための取組

いじめ対策の最も重要な課題は、「未然防止」です。そのためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが大切です。健やかでたくましい子供を育て、心の通い合う、温かな人間関係を作るために、以下のような取組みをしていきます。

(1) 友人関係、集団づくり、社会性の育成

- ・互いを認め合い、生徒の居場所がある学級づくりを行う。
- ・人間関係づくりプログラム等のソーシャルスキルトレーニングを計画的に行う。
- ・体験活動の充実(地域学習活動・職場体験活動・福祉交流活動等)を目指す。
- ・南風祭(体育の部・合唱の部)の行事での集団づくり。
- ・生徒会を中心にボランティア活動を行い、地域と交流する。
- ・様々な教育活動を通して、生徒が「学校が楽しい」と感じられるようにする。

(2) 4つの承認「存在・行動・意欲・成果」を中心とした人権教育の中で、自己有用感を高める。

- ・人権週間における人権学習において、いじめ問題を取り上げ、日常の学校生活への振り返りを行う。
- ・道徳の授業を中心とした道徳教育の中で、規範意識を高め、道徳的価値や道徳的実践力を培う。

- ・「South Dream」の活動を通して、様々な人の講話を聞く中から、自分を高めたり仲間を大切にしたりする気持ちを醸成する。
- (3) スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) や教育相談の活用
- ・生徒が安心して相談できる環境をつくる。
 - ・定期的な教育相談に加え、日常的に相談できるような環境をつくる。
 - ・毎日の日記 (フォーサイト) を通じて、生徒と担任とのつながりをつくる。
 - ・Googleform を利用して、悩みや困りごとを気軽に相談できるようにする。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換を密に行い、指導に生かす。
- (4) インターネットを通じたいじめへの対応
- ・「情報モラル」、「メディアリテラシー」の講座を実施する。
 - ・年間を通じて計画的に、全校での情報モラル指導を行う。
 - ・家庭と協力し、フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについて考える。
 - ・ネットパトロール (毎月1回) の結果を参考に、いじめや問題行動につながるとされる画像を掲載したり、書き込みを行ったりしている生徒とその保護者に対して適切な指導を行う。また、被害生徒へも適切に対応する。
- (5) コロナ関連の誹謗中傷
- ・全体に事前指導を行い、もし感染者が出ても誹謗中傷は絶対にしないことを徹底する。
 - ・マスクの着用の有無で、差別やいじめが起きないように事前指導をする。

3 いじめ早期発見のための取組

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめている子供からも出てると捉え、子供たちのわずかな変化を見つけるために、以下のような取組みをします。

- (1) いじめ実態調査 (「生活を明るくする調査」) を実施する。(年3回)
- (2) 学級担任を中心に、小さなことでも相談しやすい環境を作り、生徒からの情報を得られるようにする。
- (3) ハイパーQ-Uの実施により、学級、学年の実態把握や生徒理解に努め、その後の全体指導や個別支援に活用する。
- (4) 教育相談を実施する。
- (5) 休み時間や昼休み等、教師が生徒の近くで見守り、生徒の心に寄り添う指導に努め、人間関係の把握に努める。
- (6) 日々の保護者との連絡等、保護者との情報を共有する。

4 いじめの早期対応のための取組

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して、組織的に対応していきます。

- (1) 情報収集を綿密に行い、本人と関係する生徒からの聞き取りにより事実関係の把握を行う。
- (2) 学級、学年、学校との連携をとり、学校全体が組織として対応にあたる。
- (3) いじめられた生徒に対しては、定期的な面談を実施し、心のケアや支援を行う。
- (4) いじめた生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させると共に、心のケアや支援も行う。
- (5) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- (6) いじめられた生徒、いじめた生徒の双方の保護者に連絡を取り、協力して解決に当たる。
- (7) 必要に応じて、関係する生徒と SC とのカウンセリングを実施する。

5 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為と認められる場合や、いじめの解決に向けて状況が変わらない場合には、警察・児童相談所・市役所・医療機関等に相談し協力を求めます。

6 いじめ防止等のための校内組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下のような組織を設置し、その組織が中心となり、教職員全体で共通理解を図ります。また、学校以外の地域や家庭などとも連携し、総合的ないじめ対策を行います。

(1) 「<定例>校内いじめ対策委員会(運営委員会)」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任

目的：週1回、生徒指導上の問題などとともに、いじめに関する情報や指導

経過についての報告・検討をし、認知や対策について話し合う。

(2) 「いじめ等に関する共通理解のための情報交換会(職員会議・全体打ち合わせ)」

構成員：全職員

目的：いじめの現状や指導経過等について、情報交換し、全職員で理解する。

(3) 「<緊急>校内いじめ対策委員会」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラ
ー等（必要な場合は全職員）

目的：いじめに対して適切かつ早急な対応を行うために、緊急に招集する。

7 重大事態への対応

重大事態とは、次のようなものを指し、発生した際には、管理職が、速やかに袋井市教育委員会に報告します。また、学校は、重大事態に対して、(1)～(4)のような対応をします。なお、学校主体の調査では、必ずしも十分ではない場合には、教育委員会が中心となり、「袋井市いじめ問題専門委員会」を設置し調査を実施します。

①「生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（年間30日を目安。一定期間連続している場合などは、迅速に調査に着手）

③「生徒や保護者からいじめで重大事態に至ったという申し立てがあった時」

(1) 当該事案に対する組織の設置（<緊急>校内いじめ対策委員会が母体となる）

(2) 設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切に図る。

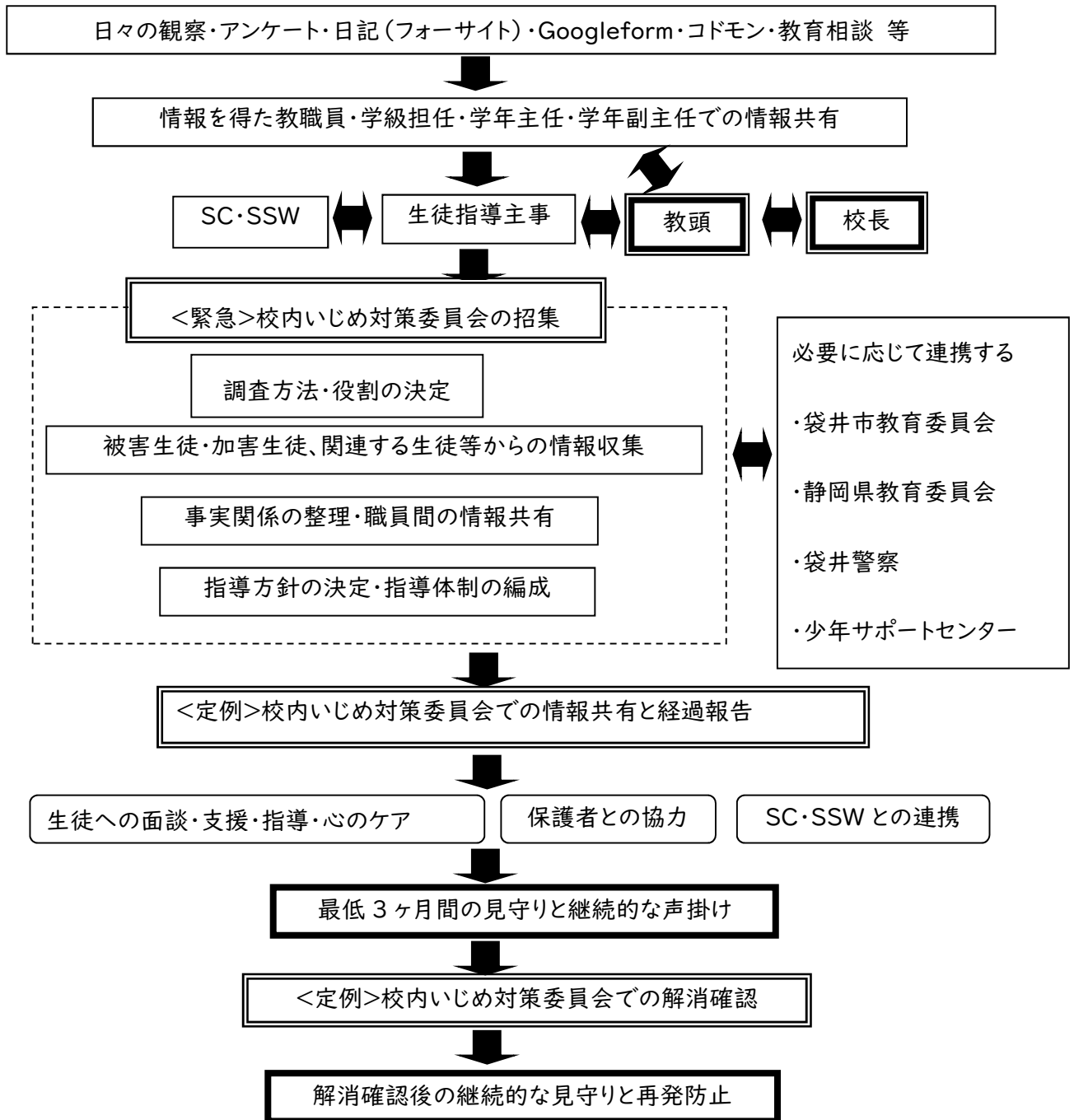
(3) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(4) 調査結果を、袋井市教育委員会に報告し、袋井市教育委員会は市長に報告する。

8 いじめ解消の判断

面談などによって本人が「いじめは解消した。」と判断した後、少なくとも3ヶ月は、定期的に声を掛け、継続して見守ります。そして、3ヶ月間、いじめの行為がないと確認できた場合に、「いじめは解消された」と判断します。また、「解消された」と判断した後も、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

9 いじめの早期発見、解消までの流れ



第10章 児童虐待が疑われる時の対応

1 状況把握

- ・体に説明のつかない傷があるなど、暴力行為を受けていることが疑われる。
- ・わいせつな行為がなされていることが疑われる。
- ・日常的に食事が十分にとれていない、身なりが不衛生など、放置されていることが疑われる。
- ・極端な拒否、脅しなどを日常的に受けていることが疑われる。

児童虐待を早期に発見するためには、生徒がいつでも相談しやすい雰囲気をつくるとともに、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなど、チームで連携しながら子どもたちの日常生活の把握に努めることが重要です。

2 通告

虐待ではないかと思っても、通告をためらうことがあるかもしれません。たとえば、保護者との関係が悪化することへの懸念や、虐待の確証が得られない、個人のプライバシーに関わることであるといった理由から通告をためらう場合があるでしょう。しかし、虐待の確証が得られない場合であっても、その疑いがある場合には、通告を行うことが義務づけられています。いざというときに相談しやすいように、日頃から児童相談所等とのやりとりや連携を行っておくことが大切です。なお、児童虐待の通告については守秘義務違反を問われることはありません。

3 連絡

家庭児童相談所 しあわせ推進課家庭福祉係 44-3184へ連絡する
西部児童相談所 37-2810へ連絡する

詳しくは文部科学省のホームページ「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」参照
通告した後の対応については学校教育課の生徒指導担当と相談する。

第11章 情報セキュリティ対応

袋井市立袋井南中学校 情報セキュリティ実施手順～情報の管理について～

1 目的

袋井市立袋井南中学校が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策の具体的な取り決めを袋井市立袋井南中学校情報セキュリティ実施手順として定めるものとする。

2 適用範囲

本袋井市立袋井南中学校情報セキュリティ実施手順の適用範囲は、袋井市立袋井南中学校の情報資産及び情報資産を取り扱う教職員等とする。

3 情報資産の分類と管理

(1) 各重要性分類については、下記のとおりとする。

	情報の種類	保管場所	管理責任者
重 要 性 分 類 I	指導要録(紙)	事務室鉄庫(施錠)	校長
	指導要録(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	成績関係(紙)	事務室書庫(施錠)	校長
	成績関係(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	身体特性情報(紙)	応接室書庫(施錠)	校長
	身体特性情報(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	【持出・送信は禁止】		
	①業務上やむをえず持ち出す場合には、情報セキュリティ責任者(校長)もしくは情報セキュリティ管理者(教頭)の許可を得て、情報管理簿に記入してから実施する。		
	②許可を得て持出・送信する場合には、データの暗号化、肌身離さず持ち歩く等の対策をとる。		
	【処分方法】		
	①情報セキュリティ責任者(校長)もしくは情報セキュリティ管理者(教頭)の許可を得て、情報管理簿に記入してから処分する。		
	②紙媒体は、焼却又はシュレッダーにかける。		
	③記録媒体は、完全消去又は物理的破壊を実施する。		

	情報の種類	保管場所	管理責任者
重 要 性 分 類 II	名簿類(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	住所録(紙)	職員室書庫	校長
	住所録(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	学級名簿(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	個票〔家庭環境調査〕(紙)	校長室書庫	校長
	出席簿(紙)	事務室鉄庫	校長
	出席簿(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	会議録(紙)	事務室鉄庫・職員室書庫	校長
	会議録(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	成績補助簿等(紙)	事務室鉄庫	校長
	成績補助簿等(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	進路関係(紙)	職員室書庫(施錠)	校長
	進路関係(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
【持出・送信は原則禁止】			
①業務上必要な場合には、情報セキュリティ責任者(校長)もしくは情報セキュリティ管理者(教頭)の許可を得る。			
②許可を得て持出・送信する場合には、データの暗号化、肌身離さず持ち歩く等の対策をとる。			
【処分方法】			
② 紙媒体は、焼却又はシュレッダーにかける。			
② 記録媒体は、完全消去又は物理的破壊を実施する。			

	情報の種類	保管場所	管理責任者
重 要 性 分 類 III	年間行事(紙)	職員室	校長
	年間行事(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	展示物(紙)	職員室	校長
	展示物(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	周知文(紙)	職員室	校長
	周知文(電子ファイル)	ファイルサーバ	校長
	その他重要性分類Ⅰ、Ⅱに含まれない 情報資産		
【持出・送信は可能】			
【処分方法】			
① 紙媒体は、リサイクルか一般ゴミ			
② 記録媒体は、ファイル消去を実施してから処分する。			

袋井市立袋井南中学校情報セキュリティ実施手順

1 目的

「袋井市教育情報セキュリティ対策基準」（以下「対策基準」という。）に基づき、「袋井市立袋井南中学校」（以下「本校」という。）における情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を、「袋井市立袋井南中学校情報セキュリティ実施手順」（以下「本実施手順」という。）として定める。

2 適用範囲

本実施手順は、本校の情報資産を適用範囲とし、関係する業務に携わるすべての教職員が遵守する義務を負うものとする。

3 用語定義

(1) 執務室

校長室、職員室、事務室、保健室など教職員が執務する部屋をいう。

4 組織体制

本校の情報セキュリティ組織体制は、表1「袋井市立袋井南中学校情報セキュリティ組織体制」のとおりとする。

表1 袋井市立袋井南中学校情報セキュリティ組織体制

役割	職・氏名	備考
学校情報セキュリティ管理者	校長 小嶋 久典	
学校情報システム管理者	教頭 神田 憲興	
学校情報セキュリティ担当者	牧内 拓也	情報担当

5 情報資産の分類等

(1) 本校の情報資産は、別紙1「情報資産台帳」のとおりである。

6 情報資産の管理

(1) 情報資産の作成

- ① 学校情報セキュリティ管理者は、重要性分類Ⅰの情報を取り扱う教職員を制限する。
- ② 教職員は、重要性分類Ⅰ及びⅡの情報資産を複写する場合には、学校情報セキュリティ管理者の許可を得る。

(2) 情報資産の保管

学校情報セキュリティ管理者は、本校の保有する情報資産を以下のとおり保管し、保管場所等を別紙1「情報資産台帳」に記載する。

① 電子データ

- (ア) 重要性分類Ⅰ及びⅡの情報資産は、教育情報セキュリティ責任者が設置する特定の者しかアクセスできないサーバ等に保管する。
- (イ) 重要性分類Ⅱの情報資産をDVD等の外部記録媒体に複写し保管する場合は、学校情報セキュリティ管理者の許可を得て、耐火金庫等に施錠保管する。

② 紙文書

重要性分類Ⅰ及びⅡの情報資産は、特定の者しか利用できない執務室内の耐火金庫等に施錠保管する。

(3) 情報資産の運搬

教職員が本校の保有する重要性分類Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの情報資産を校外に運搬する場合は、別紙2「情報資産使用管理簿」に記入し、学校情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

(4) 情報資産の送付

教職員が本校の保有する重要性分類Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの情報資産を外部に送付（電子メール、

FAX、郵送・宅配等)する場合は、別紙2「情報資産使用管理簿」に記入し、学校情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。なお、送付する際は、暗号化、適切なサービスの利用、十分な強度の梱包など必要な対策を実施する。

(5) 情報資産の廃棄

学校情報セキュリティ管理者は、本校の保有する重要性分類Ⅰ及びⅡの情報資産を廃棄する場合は、以下のとおりとする。また、必要に応じ重要性分類Ⅲも同様の扱いとする。

- ① USBメモリ等の外部記録媒体を廃棄する場合は、消去ツールを使用して復元できないようにするか、物理的に破壊する。
- ② コンピュータ等を廃棄する場合には、消去ツールを使用して復元できないようにするか、物理的に破壊する。
- ③ 紙文書を廃棄する場合には、溶解処分をし、処理を外部に委託する場合には、教職員が立ち会う。

7 端末管理

学校情報セキュリティ管理者は、本校で使用する端末(パソコン等)を以下のとおり管理する。

(1) 校務用パソコン

執務室内で教職員等のみが使用し、ワイヤー等により固定するなど盗難防止対策を施す。

(2) 指導者用タブレット型端末

執務室内で教職員等のみが使用し、保管庫等により管理するなど盗難防止対策を施す。

(3) 学習者用タブレット型端末

保管庫等により管理するなど盗難防止対策を施すとともに、定期的に紛失等がないかの点検を行う。

(4) その他の端末

ワイヤー等による固定や保管庫等により管理するなど盗難防止対策を施す。

8 研修

(1) 学校情報セキュリティ管理者は、教職員に対して、教育情報セキュリティ対策基準に沿った情報セキュリティ対策研修を以下の場合に実施する。

- ① 人事異動で教職員が本校に転勤してきた場合
- ② 実施手順を変更した場合
- ③ 重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合
- ④ 教育情報セキュリティ責任者から指示があった場合

(2) 教職員は、学校情報セキュリティ管理者が主催する研修には参加しなければならない。

9 情報セキュリティインシデント対応

(1) 教職員は、情報セキュリティインシデントが発生又は発生した恐れがある場合には、自らの判断で対処せず、直ちに学校情報セキュリティ管理者もしくは学校情報セキュリティ担当者に報告する。

(2) 学校情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、以下の対応を行う。

- ① 直ちに教育情報セキュリティ責任者に報告し、別紙3「情報セキュリティインシデント報告書」を作成する。
- ② 教育情報セキュリティ責任者からの指示を受け、被害が拡大しないように直ちに応急措置及び是正措置を行う。
- ③ 施した是正措置を教育情報セキュリティ責任者に報告するとともに、別紙3「情報セキュリティインシデント報告書」を作成し、再発防止に努める。

10 自己点検

- (1) 学校情報セキュリティ管理者は、本校の情報セキュリティ対策状況について、毎年4月及び必要に応じて別紙4-1「自己点検表」(管理者編)に基づき自己点検を実施する。また定期的に教職員に対し、別紙4-2「自己点検表」(一般編)に基づき自己点検を実施させる
- (2) 学校情報セキュリティ管理者は、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を取りまとめ、教育情報セキュリティ責任者に報告する。

11 本実施手順の見直し

- (1) 学校情報セキュリティ管理者は、次の場合に必要に応じて本実施手順の見直しを実施する。
 - ① 人事異動、組織体制の変更などがあった場合
 - ② 重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合
 - ③ 教育情報セキュリティ責任者から指示があった場合
 - ④ 情報セキュリティの維持に影響する新たな脆弱性や脅威が発生した場合
 - ⑤ 情報システムに関する技術的・社会的な基盤の変更があった場合

- ・別紙一覧
- ・別紙1 「情報資産台帳」
- ・別紙2 「情報資産・使用管理簿」
- ・別紙3 「情報セキュリティインシデント報告書」
- ・別紙4-1 「自己点検表」(管理者編)
- ・別紙4-2 「自己点検表」(一般編)

第12章 爆破予告に対する危機管理体制

1 対応

○対応1

- ・事実確認 爆破予告者の予告内容・要求などを確認する
- ・予告者の特徴(なまり・声質・興奮の有無など)を確認する

○対応2

- ・予告者の予告を知った者は校長、教頭に連絡する
- ・校長は職員を緊急招集し、対応方針と役割分担を周知する。
- ・子供に説明し、状況を見て子供を安全な場所へ誘導する。

○対応3 関係機関への緊急連絡

- 警察への連絡
 - ・警察の指示に従い、安全を第一に考えて対応する。
- 教育委員会への第一報連絡

○対応4 全職員の緊急招集及び緊急職員会議の開催

- 情報共有 職員を招集し、状況を把握・確認を行い、対応方針と役割分担を決定
 - ・避難指示及び避難時の役割分担
 - ・避難場所、避難方法、避難時の注意点(不審物に触れない、冷静に行動する等)の徹底
- 今後の対応について共通理解
 - ・避難後の人員点呼の徹底

○対応5 生徒及び教職員の緊急避難

- 校内放送等による避難指示
 - ・生徒が動揺しないよう、担任等による誘導・声かけにより避難場所へ移動する。
- 生徒の名簿、校舎配置図(警察の捜索活動に必要)の持ち出し
- 最終確認者による校内残留者(保護者・業者等含む)の確認

○対応6 緊急対策会議(関係教職員・警察等)の開催

- ※ 関係教職員以外は、生徒の指導・ケア等に当たる。
- 警察・教育委員会からの指示等について集約
- 生徒・保護者への指示・説明内容、説明方法等
 - ・当日の日程(授業・部活動・下校等)及び翌日の授業実施の有無等
 - ・電話・メール等による保護者への連絡、保護者宛文書の作成、緊急保護者会の開催等
 - ・説明内容は警察と協議した上で決定

2 定期的な校内点検の実施

3 薬品等の備品の確認

4 来校者に対する受付の徹底